Chapter3

Lなければならない許可の変更・廃業届

1 変更届・廃業届について

(1)変更の届出 〔法第 11 条各項〕記載例 p236~268 (p261~263 を除く。)

許可を受けたあと、法第 11 条に掲げる事項(経営業務の管理責任者の変更等)に該当するに至った場合には、p229~231 の「変更事項別必要書類一覧及び提出書類のとじ方」に従って必要な書類を添付し、届出書類を法定提出期限内に提出しなければなりません。該当日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日までとなります。《静岡県の休日を定める条例第 2 条》

なお、届出を怠った場合は、更新することができず、監督処分の対象になる場合もあります。

(2) **廃業等の届出** 〔建設業法第 12 条〕記載例 p261~263

(1)による変更等の届出のほか、次表の左欄に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる者は、30日以内に管轄の土木事務所へ書面(様式第22号の2及び様式第22号の4)をもってその旨を届け出なければなりません。

廃業等の届出事項	届出をすべき者	
①許可に係る建設業者が死亡したとき	その相続人	
②法人が合併により消滅したとき	その役員であった者	
③法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人	
④法人が合併又は破産手続開始の決定以外の	スの法符し	
事由により解散したとき	その清算人	
○ ** ** ** ** * * * * * * * * * * * * *	当該許可に係る建設業者であった個人又は当	
⑤許可を受けた建設業を廃止したとき	該許可に係る建設業者であった法人の役員	

(3)書類の作成

届出書類を3通(正本1通、副本2通)、確認書類を1通用意し、提出してください。届出書類の様式については、静岡県HPの「建設業のひろば」から入手してください。

ホームページ「建設業のひろば」

http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/index.html

① 検索エンジンで「建設業のひろば 許可申請書」と入力して検索すると、申請書を掲載したホームページを簡単に見つけることができます。

エラー!参照先が見つかりません。エラー!参照先が見つかりません。

- ②「建設業のひろば」内の「建設業許可」をクリックしてください。
- ③「建設業許可申請書等様式集」から申請様式をダウンロードしてください。

(4)書類の提出

書類の提出部数は、正本1通、副本2通です。届出の際は、直近の許可申請 書副本、その後提出した変更等の届出書副本を必ず持参してください。

窓口では、許可の要件を満たしているか否かを書面及び口頭により審査しま すので、届出者本人(届出者の役員及び従業員でも可)又は 委任を受けた行政書士が届出書類等を持参してください。届 出書類等に記載誤りや不備があった場合には、書類の修正等 を行っていただき、再来を求めることがありますので、御承 知おきください。



なお、下書きの届出書類の提出はご遠慮ください。

● 届出書類の提出先

静岡県知事許可業者の届出書類の提出先は、主たる営業所の所在地を管轄する土 木事務所総務課建設業班です (p70 参照)

国土交通大臣許可業者の届出書類の提出先は、主たる営業所の所在地を管轄する 国土交通省地方整備局担当課です。

提出先	住所	電話番号	申請区分
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-953-8572	国土交通 大臣許可 (静岡県内 に主たる有 に主を有す る者のみ)
下田土木事務所	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2104	
熱海土木事務所	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9161-9162	
沼津土木事務所	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	055-920-2203	
富士土木事務所	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2458	静岡県
静岡土木事務所	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9308-9309	知事許可
島田土木事務所	〒427-0019 島田市道悦 5-7-1	0547-37-5245	
袋井土木事務所	〒437-0042 袋井市山名町 2-1	0538-42-3212	
浜松土木事務所	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1	053-458-7255•7256	

▶受付時間(土木事務所総務課建設業班)

【届出】午前9時から午前11時30分まで、午後1時から午後4時30分まで

※1度に大量の届出を持参する場合は、事前に各担当窓口に御連絡ください。

2 届出書様式及び記載要領

(1) 届出書様式一覧

様式	届出書類	根拠法令
様式第 22 号の 2	変更届出書(第一面)(第二面)	規則第9条第1項
様式第 22 号の 3	届出書	規則第 10 条の 2
様式第 22 号の 4	廃業届	規則第 10 条の 3

(2) 届出書に添付するその他の届出書類

様式	届出書類	根拠法令
別紙一	役員等の一覧表	規則第2条第1号
別紙四	営業所技術者等一覧表	規則第2条第1号
様式第2号	工事経歴書	規則第2条第2号
様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	規則第2条第3号
様式第 4 号	使用人数	規則第2条第4号
様式第6号	誓約書	規則第2条第6号
	登記されていないことの証明書・身分証明書	規則第4条第2項・第1項第5号
様式第 7 号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	規則第3条第1項
別紙	常勤役員等の略歴書	規則第3条第1項
様式第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面~第四面)	規則第3条第1項
別紙一	常勤役員等の略歴書	規則第3条第1項
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	規則第3条第1項
様式第7号の3	健康保険等の加入状況	規則第3条第1項第2号
様式第 8 号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	規則第3条第2項
	卒業証明書	規則第3条第2項第1号
様式第 9 号	実務経験証明書	規則第3条第2項第2号
	資格証明書	規則第3条第2項第3号
	監理技術者資格者証	規則第3条第2項第4号
様式第 10 号	指導監督的実務経験証明書	規則第13条第2項第2号
様式第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	規則第4条第1項第1号
様式第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	規則第4条第1項第3号
様式第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	規則第4条第1項第4号
様式第 14 号	株主(出資者)調書	規則第4条第1項第7号
様式第 15 号	貸借対照表(法人用)	規則第4条第1項第8号
様式第 16 号	損益計算書(法人用)	規則第4条第1項第8号
様式第 17 号	株主資本等変動計算書	規則第4条第1項第8号
様式第 17 号の 2	注記表	規則第4条第1項第8号
様式第 17 号の 3	附属明細表	規則第4条第1項第8号
	事業報告書	規則第 10 条第 1 項第 1 号
様式第 18 号	貸借対照表(個人用)	規則第4条第1項第9号
様式第 19 号	損益計算書(個人用)	規則第4条第1項第9号
	定款	規則第4条第1項第6号
	登記事項証明書(法人のみ)	規則第4条第1項第10号
	登記事項証明書(支配人)	規則第4条第1項第11号
様式第 20 号	営業の沿革	規則第4条第1項第12号
	│ 県税の納税証明書 5 / 注 笠 12 条 Ђ 7 / 担 則 笠 10 条 ᄌ 0 に ト U 閲 籃 に 併 寸	規則第4条第1項第15号

^{*}閲覧対象書類(法第 13 条及び規則第 12 条の 2 により閲覧に供する書類)は様式欄を 着色しています。それ以外の書類は閲覧対象外になります(編纂方法はp235 参照)。

申請書等はA4サイズの用紙を使用してください。

各種書類のうち、以下の書類については黄色の紙を使用していただきますよう御協力をお願いいたします。 (届出書類の黄色着色部分です)

- ①様式第22号の2 ②様式第22号の3 ③様式第22号の4
- ④様式第7号 ⑤様式第7号の2 ⑥様式第7号の3 ⑦様式第8号

(3) 届出書様式及び記載要領

● 様式第22号の2 変更届出書



様式第二十二号の二(第八条、第九条関係)				(用紙A4)
該当する事項に○を付ける。	変更届	出書		0 0 0 0 6
下記のとおり、 (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用 について変更があつたので届出をします。	用人 (8) 建設業法第	その氏名 (5)個人業者 第7条第2号 に規定		}
複数の許可を受けている場合は、現在有効 地大うち最も古いものを記入する。 北海道開発局長	かな許可日の		様式第1号申請者相 p69参照	闌に準じて記載する。
知事 殿 大臣 コード 知事 3 許 可 番 号 3 3 5 国土交通大	▽E 事許可(般-┃┃┃┃	第二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	許可年月日 10 号 令和 年 11	月 日
法 人 番 号 3 6 3 5 1 1 1			み記入する(個人は記 場合は受付できません	
届出事項 変更前	記	変 更 後	変更年月日	備考
		/		
「変更前」及び「変更後」の欄には、届出て変更に係る部分を対比させて記載する。	事項につい			じた年月日を記載記日ではない)。
届出の内容が、経営業務の管理責任者欄にその旨を記載すること。 届出の内容が、営業所において営業しる変更、営業所の新設・廃止の場合には 届出の内容が、営業所の新設の場合に 加る法第7条第2号又は第15条第2号に 当該営業所の名称を記載する。	ンようとする建設 は、第二面の提出 こは、「変更後」	党業、営業所の名和 出を要する。 の欄に、当該営	你又は所在地に係 業所に専任で置か	
変更の内容が、次の⑥【商号又は名称、代表者又は個人の しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、 を記入すること。	廃止に関する入力事	項】の各欄に掲げる事	耳項に係る場合には、該当す	る欄にも変更後の内容
 商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ 3 7 3 7 	者又は個人の氏名、	王たる宮業所の所任地	、資本金額等の変更に関す 15	る人刀事項】
	30		35	40
商号又は名称 3 8 変更のあ	oった部分のみ記 	入する。	15	20
3 5	10		15	20
代表者又は個人 の氏名のフリガナ 3 9 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			E地・電話番号、郵便 *4 か所とも記入する	
代表者又は 個人の氏名 主たる営業所の C C C C C C C C C C C C C C C C C C C		7	4 N-1/1 C O EL / () - S	0
	f県名 10		市区町村名 ————————————————————————————————————	
五話で記入する。 4 2 23 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	30			区以下を記入する。」等は"—"(ハイフ
郵 便 番 号 4 3 5 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	電話番	F	ン) で記入する。 	
連絡先 所属等 氏炎	名		電話番号	
ファックス番号		会社等の	り担当者の名前・連絡	各先を必ず記入す

			(第二面)	(用紙A4)
	区 分	图 8 1	3	
	許 可 番 号	項番82	大臣 _{コード}	月 日 日
(主	◎【営業しようとすたる営業所)	ナる建設業、行	ーー ーー ーー ーー ーー ーー ーー	
	営業しようとする建設業	8 3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1.一般) 2.特定)
		変更前		
(従	たる営業所)		フリガナ	
従名	:たる営業所の称	8 4		20
	従たる営業所の 所在地市区町村	8 5	3 5 変更のある営業所の名称を記入するとともに、 る項目に変更後の内容を記載する。	<mark></mark> 「内容」欄の変更 ⁻
	コ一ド従たる営業所の 所在地	8 6		20
内			3 5 6 10 10 15 20	40
容	郵 便 番 号	8 7	電話番号	
	営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1.一般) 2.特定)
		変更前		
(従	たる営業所)		許可を受けている建設業のうち、当該営業所に とする建設業について、一般は「1」を、特定は	
従名	: たる営業所の 称	8 4		
			23 25 30 30 35	40
	従たる営業所の 所在地市区町村 コード	8 5	3 5 市区町村名 市区町村名	
	従たる営業所の 所 在 地	8 6		20
内			23 25 30 30 35	40
容	郵 便 番 号	8 7	3 5 - 6	
	営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30	(1.一般) 2.特定)
		変更前		

営業の実態



①営業体の変更 ②組織内容の変更 14日~30日以内に

変更を 明らかにしておく (法第 11 条)

記載	F 0	注意	(様式第22号の2)

- 1 (1) から(8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「地方整備局長 「国土交通大臣 「般 北海道開発局長 及び については、不要のものを消すこと。

知事」、 知事」、 特」

- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。

「大臣

5 ③ ⑥「許可番号」の欄の 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の 分類に従い、該当するコードを記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古い ものについて記入すること。

- 6 3 6 「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄には、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1項に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 3 7 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギスは「べのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

13 | 3 | 8 | 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A 建 設 B 建 設 (有) (

種 类	頁	略	뭉
株式会	社	(杉	ŧ)
特例有限	会社	(有	1)
合名会	社	(名	<u>,</u>)
合資会	社	(資	()
合同会	社	(台	,)
協同組	中	(=])
協業組	中	(業	(美)
企業組	少	(企	(,

- 14 3 9 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギスは「どのように1文字として扱うこと。
- 15 4 0 「代表者又は個人の氏名」の欄には、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 4 1 「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の 欄は、p265のコード表により、営業所の所在する市区町の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 17 $\boxed{4}$ $\boxed{2}$ 「主たる営業所の所在地」及び $\boxed{8}$ $\boxed{6}$ 「従たる営業所の所在地」の欄は、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については $\boxed{2}$ $\boxed{2}$ $\boxed{3}$ $\boxed{4}$ $\boxed{4}$
- 18 4 3及び8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば0 3 5 2 5 3 8 1 1 1 0 のように左詰めで記入すること。

「資本金額

19 4 4 又は出資総額 」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 8 1 「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 - 「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
 - 「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
 - 「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 8 3及び8 8 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の () 内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事 (通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゆんせつ工事(しゆ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事(屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事 (防)	清掃施設工事 (清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロツク工事 (タ)	機械器具設置工事(機)	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、 8 4 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

●市町村コード(項番 41)及び管轄土木事務所

コード	市区町名	管轄土木事務所
22219	下田市	
22301	賀茂郡東伊豆町	
22302	賀茂郡河津町	│ │下田土木事務所
22304	賀茂郡南伊豆町	1.四工小事份別
22305	賀茂郡松崎町	
22306	賀茂郡西伊豆町	
22205	熱海市	· - 熱海土木事務所
22208	伊東市	然 本 小 争 伤 门
22203	沼津市	
22206	三島市	
22215	御殿場市	
22220	裾野市	
22222	伊豆市	
22225	伊豆の国市	沼津土木事務所
22325	田方郡函南町	
22341	駿東郡清水町	
22342	駿東郡長泉町	
22344	駿東郡小山町	
22207	富士宮市	宣士士士 東茲託
22210	富士市	富士土木事務所

コード	市区町名	管轄土木事務所
22101	静岡市葵区	
22102	静岡市駿河区	静岡土木事務所
22103	静岡市清水区	
22209	島田市	
22212	焼津市	
22214	藤枝市	島田土木事務所
22226	牧之原市	岛田工小争伤別
22424	榛原郡吉田町	
22429	榛原郡川根本町	
22211	磐田市	
22213	掛川市	
22216	袋井市	 袋井土木事務所
22223	御前崎市	农开工小事伤所
22224	菊川市	
22461	周智郡森町	
22138	浜松市中央区	
22139	浜松市浜名区	, 浜松土木事務所
22140	浜松市天竜区	冼仏工小尹幼川
22221	湖西市	



● 様式第22号の3 届出書

	様式第二十二号の三 (第十条の二関係) (田紙 A.4.)
	The art
	(1) 建設業法第7条第1号に掲げる 基準を満たさなくなつた (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号 に掲げる基準を満たさなくなった (3) 営業市技術者等本剤除した (4) 欠格要件に該当するに至つた 令和 年 月 日 該当する理由に○を付ける。
	地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿 届 出 者
該	当するものに _ 右詰めで記入し、左余白は必ず"0"で埋める。
	(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなつた場合 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
	氏 名 52 までは、 13 は 16 日本 18 日本 17 日本 18 日本
	(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準 [専任の技術者] を満たさなくなつた場合 (3) 営業所技術者を削除した場合
	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 氏 名 5 3 4 年月日 1 4 年 1 月 1 日
	営業所の名称 建設工事の種類 元号[令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
	A 53 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 13 14 14 16 18 19 18 19 18 19 18 19 18 19 19 10 10 10 10 10 10 10 11 14 12 10 13 14 14 10 15 10 16 10 17 10 18 10 18 10 18 10 18 10
	営業所の名称
	元
	営業所の名称
	(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合
	具体的事由

営業の実態



①営業体の変更 ②組織内容の変更 14日~30日以内に

変更を 明らかにしておく (法第 11 条)

記載	F Ø	注意	(様式第22号の3)	١
	_ <u> </u>	11 /25	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
 - この場合、「(1)」を \bigcirc で囲むとともに、 $\boxed{5}$ $\boxed{2}$ 「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
 - この場合、「(2)」を〇で囲むとともに、5 3 「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並 びに「建設工事の種類」の欄に記載すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合 この場合、「(3)」を○で囲むとともに、|5||3|「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並 びに「建設工事の種類」の欄に記載すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合 この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄にその理由を記載すること。
- 「般 「 地方整備局長 「国土交通大臣
- 北海道開発局長

及び については、不要のものを消すこと。

知事」、 知事」、 特」

- 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこ の届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作 成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。
- 4 ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ 0 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧 に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

「大臣

5 | 5 | 1 | 1 | 「許可番号」の欄の 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の 分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0] [0] [1] [2] [3] [4]又は[0] [1]月[0] [1]日のように、 カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

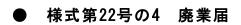
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古い ものについて記入すること。

6 5 2 及び 5 3 「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば闥 設 □ 太 郎 □ □のように左 詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば[0] |1 |月 |0 | 1 |日のよう に、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事につ いて、次の表の()内に示された略号で記載すること。

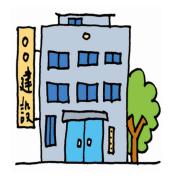
土木一式工事(土)	鋼構造物工事 (鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事 (通)
大工工事(大)	舗装工事 (舗)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゆんせつ工事(しゆ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事(屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事 (防)	清掃施設工事 (清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事 (解)
タイル・れんが・ブロツク工事 (タ)	機械器具設置工事 (機)	





	### - I - B o m (# L / o - B K)					
	様式第二十二号の四(第十条の三関係)				(用紙A4)	9
	廃	業	届			
1	下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。			令和 年	. 月	日
	地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿		届出者			_
	届 出 の 区 分 5 4 1. 全部の業種の廃業 2. 一部の業種の廃業		第8号)、又は届出 提出する。従たる智	、営業所技術者等の 計書(様式第 22 号の 営業所において営業 さらに、変更届出 提出する。	3)を同時に する業種に変	こ変
	数の許可を受けている場合は、現在有効な許可					
日(のうち最も古いものを記載する。 大E 知事コード					
	知事 「 国土交通大臣 新可 番 号 5 5 5 回 国土交通大臣 新可 《 般 知事 新可 《 特	-) 第		許可年月日 令和 日 年 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	15 日 t必ず"0"を	記
	廃止した建設業 56 10	筋舗しゆ板	ガ 塗 防 内 機 絶 通 園	井 具 水 消 清 解	1. 一般 2. 特定)	_
	行政庁側記入欄 58 整理区分 58 決裁年月日 59 令和 年 月 日		に許可を有してレ	段に記載、その業種 いるすべての業種を 「1」を、特定の場	下段に記載	す
村	2の中は記載しないこと。			業の事由に該当する	ることとなっ	
	【備考】	年 月		載すること。 の解散日等		
	該当する番号を○ _ 廃業等の理由 (1) 階	午可に係る建	設業者が死亡したため			
		よ人が合併に.	より消滅したため			
1		よ人が破産手	続開始の決定により解散し	たため		
	(4)	法人が合併又 (は破産手続開始の決定以外	の事由により解散したた	め	
	(5)	中可を受けた?	建設業を廃止したため			
	`					

営業の実態



①消滅

②営業意識を失った

30 日以内に

廃業届の提出義務 (法第 12 条) 記載上の注意 (様式第22号の4)

1「地方整備局長」「国土交通大臣」「般北海道開発局長及びについては、不要のものを消すこと。知事」、知事」、

2 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。

- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4 「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合には「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古い ものについて記入すること。

6 $\boxed{5}$ $\boxed{6}$ 「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事(土) 鋼構造物工事 (鋼) 熱絶縁工事(絶) 鉄筋工事 (筋) 建築一式工事 (建) 電気通信工事 (通) 大工工事 (大) 舗装工事(舗) 造園工事(園) 左官工事(左) しゆんせつ工事(しゆ) さく井工事(井) とび・土工・コンクリート工事(と)板金工事(板) 建具工事(具) 石工事(石) ガラス工事(ガ) 水道施設工事(水) 屋根工事(屋) 塗装工事 (塗) 消防施設工事(消) 電気工事(電) 防水工事(防) 清掃施設工事 (清) 解体工事 (解) 内装仕上工事(内) 管工事(管) タイル・れんが・ブロツク工事(タ)機械器具設置工事(機)

- 7 <u>[5]</u> [7] 「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けていた建設業全部について、6 と同じ要領で記載すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。
- 静岡県様式 役員等一覧表 p271参照
- 別とじ用表紙 p273参照

3 変更事項別必要書類一覧等 ※提出書類の編さんはP235参照のこと

届出の際は、直近の許可申請書副本、その後提出した変更等の届出書副本を必ず持参してください。届出を怠った場合、更新することができず、また、監督処分の対象となる場合もあるので、必ず法定期限内に提出してください。

(1) 事実の発生したときから 14 日以内 《法第 11 条第 4 項》

| 14 ⊨

届出書様式及び添付書類

確認資料等

以内

A 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の変更・追加 p236

- ①変更届出書(様式第22号の2)
- イ ②常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書 該 (様式第7号)
- 当 ③常勤役員等の略歴書(別紙)
- ロ ②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐
- 該 する者の証明書(第一~四面)(様式第7号の2)
- 当 ③常勤役員等の略歴書 (別紙一)
 - ④常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(別紙二)
- ・経営業務の管理責任者の確認書類 p173 ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票(記録事項証明書で旧姓が併記されているもの)の写しを提示 ※役員等の変更が伴う場合は、Mの届出書類

役員経験で新たに経営業務の管理責任者に就任 する場合、過去の経験期間の地位(役員としての 地位)確認のため、確認資料として登記事項証明 書の提出が必要です(確認資料なので3部ではな く1部提出)。

- B 健康保険等の加入状況の変更(人数のみの変更を除く。) p241
- ①健康保険等の加入状況(様式第7号の3)
- C-1 営業所技術者等の変更・追加(変更を伴う削除を含む。) p243
- ①変更届出書(様式第22号の2)
- ②営業所技術者等一覧表(別紙四)
- ③営業所技術者等証明書(様式第8号)

④資格証明書等

該当する場合提出する書類

- ⑤実務経験証明書(様式第9号)
- ⑥指導監督的実務経験証明書 (様式第 10 号)
- ・営業所技術者等の確認書類 p178

・p85~89 の確認書類

- ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票(記録事項証明書で旧姓が併記されているもの)の写しを提示 ※区分「2.営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更」に係る届出の場合、①の提出は不要です。
- C-2 営業所技術者等の削除 p246
- ①変更届出書(様式第22号の2)
- ②届出書 (様式第22号の3)
- ③営業所技術者等一覧表(別紙四)

※一部廃業等により営業所技術者等を削除した場合は廃業届と併せて届け出る。営業所技術者等の交替に伴う削除の場合は、様式第22号の2、別紙四、様式第8号により届け出る。

- D 欠格要件に該当したとき p247
- ・届出書(様式第22号の3)

- 法第8条第1号又は第7号から第13号までのいずれかに該当した場合
- E 令第3条に規定する使用人の変更(支店長等)
- *既に令第3条使用人である者が営業所間で異動するとき等はQの⑦として提出。

p248

- ①変更届出書(様式第22号の2)
- ②誓約書(様式第6号)
- ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)
- ④建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) (新任者の場合のみ)
- ·「役員等氏名一覧表(県様式)」p271
- ・登記されていないことの証明書・身分証明書(新任者の場合のみ)
- ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票(記録事項証明書で旧姓が併記されているもの)の写しを提示 ※被後見人又は被保佐人に係る申請を行う場合 は医師の診断書を併せて添付
- *閲覧対象書類(法第 13 条及び規則第 12 条により閲覧に供する書類)は届出書様式及び添付 書 類欄を着色しています。
- それ以外の書類は閲覧対象外になります(編纂方法はp235参照)。
- ※営業所技術者等となる者が、他の建設業者の経営業務の管理責任者、営業所技術者等として申請していた場合、必ずこれらの削除の届出を事前に提出すること。
- 同様に、経営業務の管理責任者となる者が他の建設業者の経営業務の管理責任者、営業所の 技術者等として申請していた場合、必ずこれらの削除の届出を事前に提出すること。

30 _B (2) 事実の発生したときから30日以内 《法第11条第1項》 確認資料等 届出書様式及び添付書類 F 商号又は名称 p249 以内 ①変更届出書(様式第22号の2) ②登記事項証明書 (法人の場合) ③営業の沿革 (様式第20号) G 営業所の名称・所在地(住居表示の変更を含む) p250 ※所在地の変更に係る場合は、営業所の写真を添 ①変更届出書(様式第22号の2)+第二面 付 p182~183 ②登記事項証明書(法人の場合) ※従たる営業所変更の場合は第二面も必要 ③営業の沿革(様式第20号) ※登記がない営業所は登記事項証明書不要 H 営業所の新設 p251 ①変更届出書(様式第22号の2)+第二面 ・C、Eの届出書類 ・営業所の写真 p182~183を参照 ②登記事項証明書(法人の場合) ※登記がない営業所は登記事項証明書不要 ③営業の沿革 (様式第20号) I 営業所の廃止 p252 ①変更届出書(様式第22号の2)+第二面 · Cの届出書類 ※登記がない営業所は登記事項証明書不要 ②登記事項証明書(法人の場合) ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧 表(様式第11号) ④営業の沿革 (様式第20号) J 営業所の業種追加 p253 ・変更届出書(様式第22号の2)+第二面 · Cの届出書類 K 営業所の業種廃止 p254 ・変更届出書(様式第22号の2)+第二面 ・Cの届出書類 L 資本金額 p255 ①変更届出書(様式第22号の2) ・Mの届出書類 (株主等が変更する場合) ②株主(出資者)調書(様式第14号) ③登記事項証明書 ④営業の沿革 (様式第 20 号) M-1 役員等の就任 p257 ①変更届出書(様式第22号の2) Aの届出書類(経管変更が伴う場合) ②役員等の一覧表 (別紙一) 「役員等氏名一覧表(県様式)」p271 ・登記されていないことの証明書・身分証 ③誓約書(様式第6号) 明書 (株主等は除く。) ④許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 (様 ※役員変更届が法定期限内(変更後30日以内) 式第 12 号) であり、かつ、許可申請書と同時に提出された場 ⑤登記事項証明書 合には、当該新任役員についての「登記されてい ないことの証明書」等は正本を許可申請書に添付 し、写しを変更届に添付することが可能。 ※被後見人又は被保佐人に係る申請を行う場合 は医師の診断書を併せて添付 p257

M-2 代表者の変更・役員等の氏名(改姓等)

①変更届出書(様式第 22 号の 2)

- ②役員等の一覧表 (別紙一)
- ③登記事項証明書
- M-3 役員等の辞任 p257
- ①変更届出書(様式第22号の2)
- ②役員等の一覧表 (別紙一)
- ③登記事項証明書
- M-4 株主の変更等 p257

提出書類については p232 の表を確認願います。

・Aの届出書類(経管変更が伴う場合)

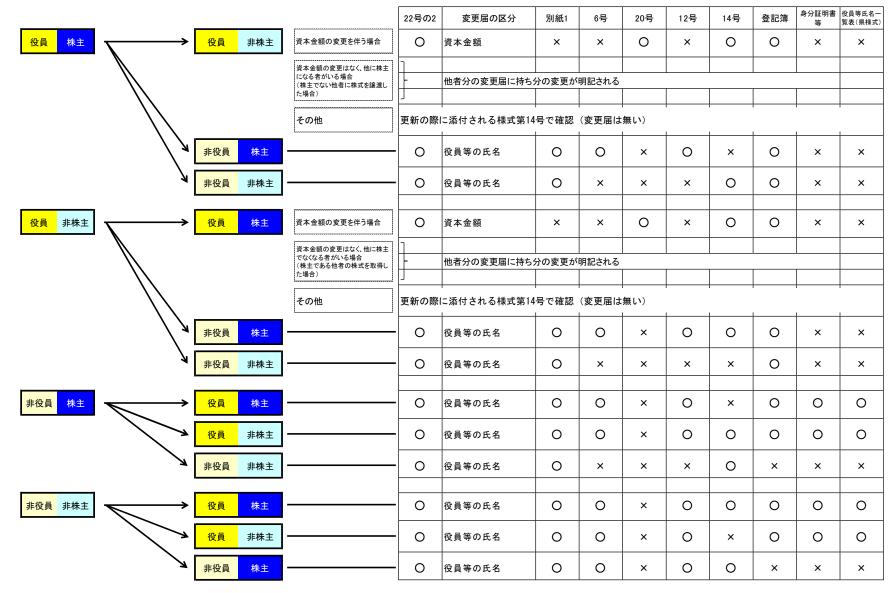
※株主等にあっては提出不要

届出書様式及び添付書類	確認資料等	以内
N 個人業者又は支配人の氏名(改姓等) p259		NI.3
①変更届出書(様式第22号の2)	・Aの届出書類(経管変更が何	半う場合)
②役員等の一覧表(別紙一)	※改姓・改名は戸籍謄本又は住民	
③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧	明書で旧姓が併記されているもの)	の写しを提示
表(様式第 11 号)(支配人の場合)		
④登記事項証明書(支配人の場合)		
O-1 支配人(令第3条に規定する使用人)の就任	p260	
①変更届出書(様式第22号の2)	・Aの届出書類(経管変更が伴	
②誓約書(様式第6号)	・登記されていないことの証明	書・身分証明
③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	書	
(様式第 11 号)	・「役員等氏名一覧表(県様式)	
④建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生	※被後見人又は被保佐人に係る申	「請を行う場合
年月日等に関する調書 (様式第 13 号)	は医師の診断書を併せて添付 	
⑤登記事項証明書(支配人登記)	000	
○一2 支配人(令第3条に規定する使用人)の辞任		> ID A \
①変更届出書(様式第22号の2)	・Aの届出書類(経管変更が伴	
②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	│ •「役員等氏名一覧表(県様式)	J p2/I
(様式第 11 号)		
③登記事項証明書(支配人登記)		
P-1 一部の業種の廃業 p261		
①変更届出書(様式第22号の2)	・Cの届出書類	
②廃業届(様式第 22 号の 4)		
P-2 全部の業種の廃業 p262		
・廃業届(様式第22号の4)	・p263の確認書類	

_(3)毎事業年度終了後4ゕ月以内 《法第 11 条第2項・第3項	!》
届出書様式及び添付書類確認	資料等
Q 毎事業年度(決算期)を経過したとき p264	
①変更届出書(事業年度終了用のもの)	
②工事経歴書(様式第2号)	
③直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	
④財務諸表	
<法人の場合> <個人の場合	合>
貸借対照表(様式第 15 号) 貸借対	照表(様式第 18 号)
損益計算書・完成工事原価報告書(様式第 16 号) 損益計算	算書(様式第 19 号)
株主資本等変動計算書(様式第 17 号)	
注記表(様式第 17 号の 2)	
附属明細表(様式第 17 号の 3)(資本金の額が1億円超又は直近の	
負債合計が 200 億円以上の株式会社のみ)	
事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ)	
⑤納税証明書(県税納税証明書)	
⑥使用人数(様式第4号)※変更があった場合	
⑦建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (様式第11号) ※変更な	があった場合
⑧現行定款の写し(又は原始定款及び議事録の写し)※変更があった場合	
⑨健康保険等の加入状況(様式第7号の3)※(人数の変更の場合のみ)	

(4)その他		A -3 D
届出書様式及び添付書類	確認資料等	各項目
R 営業所の電話番号及びFAX番号 p268		参照
・変更届出書(様式第22号の2)	・変更後速やかに	

●M-4 株主の変更等に必要な書類



※5/100未満の株を所有する株主は便宜上、非株主に分類

Chapter 3

●必要届出様式の一覧

p234と見開きで参照してください。

※M-4 株主の変更等については p 232を確認してください。

					No	1	2	3	4	5	6	7	8
提出期限	分類記号	届出事由		頁	根拠法令	様式第22号の2 221	様式第22号の3 225	様式第22号の4 227	別紙 —	別紙四	様式第2号 77	様式第3号	様式第 4 号
				貝		221	225	221	12	/0	//	00	04
	Α	経営業務の管理責任者	音等【注1】	236	法第11条第4項	0			М				
14	В	健康保険等の加入状況	7	241	法第11条第4項								
日	С	営業所技術者等	変更•追加	243	法第11条第4項	0				0			
以		【注1】	削除	246	法第11条第4項	0	0			0			
内	D	欠格要件に該当したと	*	247	法第11条第5項		0						
	Е	令第3条に規定する使 (支店長等)【注1】【注2		248	規則第8条	0							
	F	商号又は名称		249	法第11条第1項	0							
	G	営業所の名称・所在地			法第11条第1項	0							
	Н	営業所の新設		251	法第11条第1項	0				C			
	I	営業所の廃止		252	法第11条第1項	0	С						
	J	営業所の業種追加		253	法第11条第1項	0				O			
	K	営業所の業種廃止		254	法第11条第1項	0	С						
30	L	資本金額		255	法第11条第1項	0			Μ				
日			就任	257	法第11条第1項	0			0				
以	М	役員等【注1】	代表者/改姓等	257	法第11条第1項	0			0				
内			辞任	257	法第11条第1項	0			0				
	N	個人業者又は支配人	個人事業主	259	法第11条第1項	0			0				
		の氏名(改姓等)【注1】	支配人	259	法第11条第1項	0							
	0	支配人	就任	260	法第11条第1項	0							
		入能八	辞任	260	法第11条第1項	0							
	Р	廃業【注3】	261 262	法第 12 条	A		0						
4月以内	Q	毎事業年度(決算期)を経過したとき			法第11条第2項						0	0	A
随時	R	営業所の電話番号及び 【注4】	ドAX番号	268	_	0							
\bigcirc	પ્ર =⊁	事中の居出の際に必要:	/> ₩ 山 寺 紺		◎ · 笋 -	 *	击 化	+>+ /	7				

〇: 当該事由の届出の際に必要な提出書類

◎:第二面が必要なもの

▲:場合によって必要な提出書類

☆:役員経験により新たに経営業務の管理責任者となる場合に、確認資料として必要な提出書類 ※届出事項が複合する場合には、それぞれの届出が必要になりますので、注意してください。

- Al:分類記号A(経営業務の管理責任者)の届出が伴う場合はその書類を提出する。
- |C|:分類記号C(営業所技術者等)の届出が伴う場合はその書類を提出する。
- |E|:分類記号E(令第3条に規定する使用人)の届出が伴う場合はその書類を提出する。
- |M|: 分類記号M(役員等)の届出が伴う場合はその書類を提出する。

※届出に際し確認書類等の提出が必要な場合は、p269~270、p172~184を参照してください。 ※合併又は事業譲渡に伴い、F~Oを届け出る場合は、様式第22号の2の「備考」欄に、合併又は事 業譲渡による変更である旨を記載すること。

No	9	10	11	12	12	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
分類記号	様式第6号	身分証明書等※	様式第7号	別 紙	様式第7号の2	別紙一・別紙二	様式第7号の3	様式第8号	資格証明書等	様式第9号	様式第10号	様式第11号	様式第12号	様式第13号	様式第14 号	財務諸表	23 定 款	登記事項証明書	様式第 20 号	納税証明書
	85	153	126	129	130	136	86	138		141	144	91	145	146	147	92	122	148	123	150
Α	М	M	2	38 ペー	-ジ参!	R												☆ M		
В							0													
С								0		A										
D																				
Е	0	0										0		0						
F																		0	0	
G																			0	
Н	E	E						С	С			E		E				A	0	
I												0						A	0	
J								С	С											
K															(
L	S O	0		<u> </u>	1								MO		0			00	0	
М				<i>P</i>									0					0		
IVI				<u></u>														0		
				4																
N				7								0						0		
	0	0		A								0		0				0		
0				Z	À							0						0		
Р																				
Q							A					A				0	A			0
R														,						

【注1】改姓・改名の場合は、戸籍抄本又は住民票の写しを提示してください。

[【]注2】既に令第3条に規定する使用人である者が営業所間で異動するとき等は分類Qとして 様式第11号を提出してください。

[【]注3】様式第22号の2は、一部廃業の場合に添付してください。

[【]注4】FAX番号については、主たる営業所のものが変更した場合のみ届け出てください。 Rの届出事由については、建設業法上届出事項になっていませんが、届出がない場合は連 絡不能となる可能性がありますので、変更後速やかに届出願います。

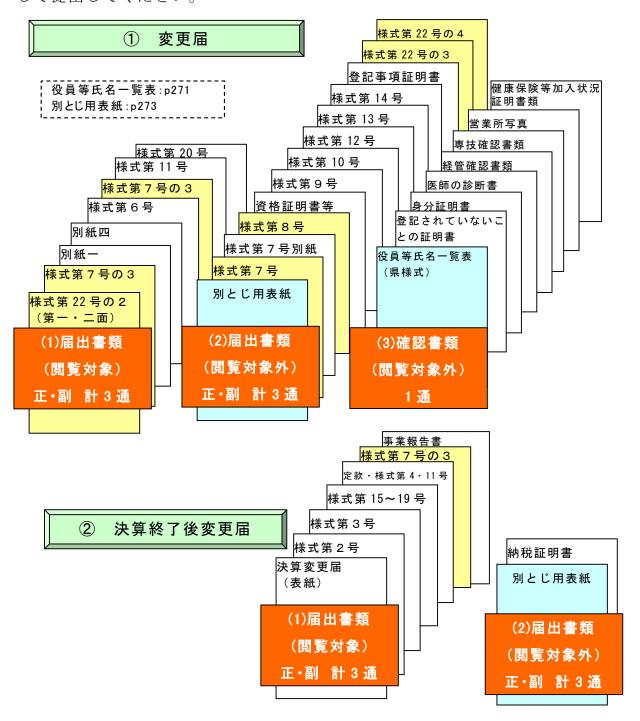
^{※ 10}の「身分証明書等」には、「登記されていないことの証明書」及び「医師の 診断書(被補佐人又は被後見人である場合に限る。)」も含まれます。

●提出書類のとじ方

変更届出書類書類は、下記(1)~(3)のとおり分冊して提出してください。

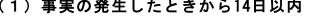
(1) 届出書類(閲覧対象)	正1通 ・副2通 計3通
(2) 届出書類(閲覧対象外)	正1通 •副2通 計3通
(3) 確認書類(閲覧対象外)	1 通

- *(2)及び(3)は、別とじ用の表紙を添付し、クリップ等で留めてください。
- *役員変更届の場合は、役員等氏名一覧表を1通作成し、(3)に添付してください。
- *登記されていないことの証明書及び身分証明書は、正本分1通のみを(3)に添付して提出してください。



変更事項別記載例

(1)事実の発生したときから14日以内



常勤役員等(経営業務の管理責任者等)



以内

① 様式第22号の2 (第一面)

ア 経営業務の管理責任者であった役員が経営業務の管理責任者のみ辞任し、これまで役 員であった者が経営業務の管理責任者に就任する場合

の変更

変 更 届 出 書 該当する事項に○を付ける (第一面) 下記のとおり、 「(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)股員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (8) (建設業法第7条第2号 様式第1号申請者欄に準じて記載する。 建設業法第15条第2号 60 条 80 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 p69 参照 について変更があつたので届出をします。 令和 4 年 4 月 1 日 静岡市葵区追手町5番1号 地方整備局長 株式会社静岡建産 北海道複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日の 届出者 代表取締役 静岡 うち最も古いものを記載する 法人のみ記入する(個人は記入しない。記載が 国土交通大臣 静岡県 知事 許可 (般 – 30) あった場合は受付できません。)。 変更の生じた年月日を記載す (登記日等ではない) 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

辞任した経営業務の管理責任者が変更後も継続して役員となる者について、「変更前」及び「変更後」欄に その者の氏名を記載し、「備考」欄に「経営業務の管理責任者辞任」と記載する。

届 出 事 役員等の氏名(経営業務の 経営業務の管理責任者 静岡 太郎 静岡 太郎 R4. 3. 20 管理責任者の変更) 役員等の氏名(経営業務の 経営業務の管理責任者 静岡 次郎 静岡 次郎 R4 3 20 管理責任者の変更

新たに就任した経営業務の管理責任者が変更前から継続して役員であった場合は、「変更前」及び「変更後」欄にその者 の氏名を記載し、「備考」欄に「経営業務の管理責任者就任」と記載する。

経営業務の管理責任者であった役員が退任し、新たにこれまで役員でなかった者が役 員及び経営業務の管理責任者に就任する場合

			記						
	届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考				
	役員等の氏名(経営業務の 管理責任者の変更)	静岡 太郎	静岡 次郎	R4. 3. 20	取締役・経営業務の管 理責任者				
	役員及び経営業務の管理責任者を辞任した者の氏名を「変更前」欄に、新たに役員及び経営								
11.	らの管理責任者に就任 経営業務の管理責任 経営業務の管理責任		それぞれ記載し、「備考」欄に「取	(神)					

経営業務の管理責任者であった役員が辞任し、これまで役員だった者が新たに経営業 務の管理責任者に就任した場合

1			EC .		
	届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考
	役員等の氏名	静岡 太郎	-	R4. 3. 20	取締役・経営業務の管 理責任者 辞任
	役員等の氏名(経営業務の 管理責任者の変更)	静岡 次郎	静岡 次郎	R4. 3. 20	経営業務の管理責任者 就任
	役員及び経営業務	の管理責任者を辞任した者につい	て、「変更前」欄にその者の氏名を	2、「変	

■更後」欄にハイフンをそれぞれ記載し、備考欄に「取締役・経営業務の管理責任者 辞任」 と記載する

新たに就任した経営業務の管理責任者が変更前から継続して役員であった場合は、「変更前」 及び「変更後」欄にその者の氏名を記載し、「備考」欄に「経営業務の管理責任者就任」と記 載する。

エ 常勤役員等1名で経営業務を管理する体制から、常勤役員+常勤役員を直接に補佐す る者により経営を管理する体制に変更する場合(イ該当から口該当への変更)

		記記		
届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考
役員等の氏名	静岡 太郎	_	R4. 3. 20	取締役・経営業務の管 理責任者 辞任
役員等の氏名(経営業務の 管理責任者の変更)	磐田 吾郎	磐田 吾郎	R4. 3. 20	常勤役員等
	-	葵 孝彦	R4. 3. 20	財務管理を直接補佐す る者就任
	-	駿河 佑香	R4. 3. 20	労務管理を直接補佐す る者就任
	-	清水 知栄	R4. 3. 20	業務運営を直接補佐す る者就任

役員及び経営業務の管理責任者を辞任した者について、「変更前」欄にその者の氏名を、「変 更後」欄にハイフンをそれぞれ記載し、備考欄に「取締役・経営業務の管理責任者 辞任」 と記載する。

新たに就任した常勤役員等が変更前から継続して役員であった場合は、「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名を記載し、「備考」欄に「常勤役員等」と記載する。財務管理、労務管理、業務運営に関し当該常勤役員を直接に補佐する者について「変更後」欄にその者の氏名を、「変更前」欄にハイフンをそれぞれ記載し、備考欄に「○○を直接補佐する者就任」と記載する。

オ 常勤役員+常勤役員を直接に補佐する者により経営を管理する体制から、常勤役員等 1名で経営業務を管理する体制に変更する場合(口該当からイ該当への変更)

届 出 事 項	変 更 前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名(経営業務の 管理責任者の変更)	磐田 吾郎	磐田 吾郎	R4. 3. 20	常勤役員等(経営業務 の管理責任者)
	葵 孝彦	-	R4. 3. 20	財務管理を直接補佐す る者 辞任
	駿河 佑香	-	R4. 3. 20	労務管理を直接補佐す る者 辞任
	清水 知栄	-	R4. 3. 20	業務運営を直接補佐す る者 辞任

これまで常勤役員+補佐人による経営体制だった者が、常勤役員1名での経営に切り替える場合「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名をそれぞれ記載し、備考欄に「常勤役員等 (経営業務の管理責任者)」と記載する。

常勤役員等を直接に補佐する者を削除する場合、「変更前」欄にその者の氏名、「変更後」欄にハイフンを記載し、「備考」 欄に「○○を直接補佐する者辞任」と記載する

カ 常勤役員等を直接に補佐する者の変更

		記		
届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考
役員等の氏名 (経営業務の 管理責任者の変更)	磐田 吾郎	磐田 吾郎	R4. 3. 20	常勤役員等
	葵 孝彦	葵 孝彦	R4. 3. 20	財務管理を直接補佐する者
	遠江 英太	駿河 佑香 🔪	R4. 3. 20	労務管理を直接補佐す る者の変更
	清水 知栄	清水 知栄	R4. 3. 20	業務運営を直接補佐す る者

変更とならない者を含め、「変更前」欄に変更前の、「変更後」欄に変更後の常勤役員+常勤役員を直接に補佐する者 の氏名をそれぞれ記載し、変更となる者の備考欄に「○○を直接補佐する者の変更」と記載する。

2 別紙一 *イ及びウのケースで記載 個人及びアのケースの場合は提出不要 別紙一 フリガナをつける。 役員等の一覧表 令和 4 年 4月 1日 役員等の氏名及び役名等 氏 常勤・非常勤の別 名 取締役 常勤 靜岡 太郎 代表取締役 常勤 靜岡 次郎 党勒 取締役 ШШ 弘 役名のほかに、常勤・非常勤の区別を記入する。 「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日 取締役 由比 花子 その他勤務を要しない目を除き、一定の計画のもとに常時

「株式会社の取締役」、「持分会社の業務を執行する社員」、「指名委員会等設置会社の執行役」、「法 人格のある各種組合の理事等」、「顧問」、「相談役」、「総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する 株主」及び「出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者」を記入する。いわゆる 執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は記入しない。

「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、法第5条第3号に規定する役員等(以下「役員等」という。)に該当するものである。

株主等

株主等

「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準じる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員に含まれない。

また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の 100 分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の 100 分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る)」について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載する。

[ガイドライン]

所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

③ 様式第7号

鈴木

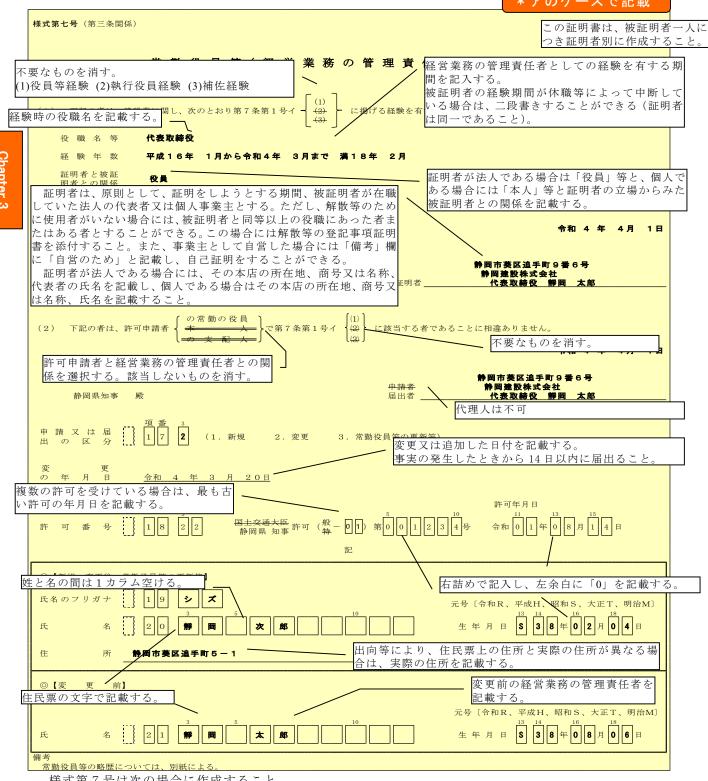
鈴木

一郎

次郎

イ該当、口該当の別や変更内容によって様式第7号関係は提出書類が異なります。

			区分	第7号	第 7 号 別紙	第7号の2	第7号の2 別紙一	第7号の2 別紙二
常勤役員等	役員変	イ該当	7	0	0	×	×	×
の変更	更なし	口該当		×	×	0	0	×
役員就		イ該当	,	0	0	×	×	×
	任あり 口該当		1	×	×	0	0	×
	役員退	イ該当	占	0	0	×	×	×
	任有り	口該当		×	×	0	0	×
イ該当→口該当への変更			工	×	×	0	0	0
口該当→イ該当への変更				0	0	×	×	×
常勤役員等を补	浦佐する者	の変更	カ	×	×	0	×	0



様式第7号は次の場合に作成すること。

- (1) 現在証明されている経営業務の管理責任者に変更があった場合
 - この場合、1 7 「申請又は届出の区分」の欄の□には、「2」を記載し、◎【新規・変更後・経営 業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記載 すること。
- (2) 現在証明されている経営業務の管理責任者に加えて新たな者を経営業務の管理責任者として証明す る場合(担当する業種が異なる場合)
 - この場合、[1||7|「申請又は届出の区分」の欄の||には、「3」を記載し、◎【新規・変更後・経営 業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄に記載すること。

婚姻等により氏名の変更があった場合は、上記(1)に該当するものとして作成し、提出すること。 その際、住民票の写しを添付すること(但し、県内に住所がある場合は不要)。

③ 様式第7号別紙

*アのケースで記載

見		住	所				静岡市葵区追手町9-18					
€			名			靜岡 次息	В	生 年 月	目	昭和38年	2月	4 日生
哉			名					取締役_				
	T	期		上		<u> </u>		した明	3	身の職名を記i		-
	自	平成	 元年	4月		静岡建設株式会:			- Lod -	代表取締役・ E(個人)>	以称传	设(以上法人)•
	1	平成	7年	3月	3 1 日				, 五米工			
	1	平成	7年	4月				就任し、大工工事	、とび・コ	Lエ・コンクリ-	ートエ事	■の請負、管
mate			16年			理、施工等の業						
職	1	平成 令和	16年	4月 4月		静岡建設株式会施工ほか経営業		【任し、大工工事、	とび・土ュ	エ・コンクリー	トエ事の	D請負、管理、
	王	17 11	4年	4月	児仕日	地上はが、柱呂末	カに化争りる。					
							離歴に	ついては、現在	に至るす	での職歴を記	2載1	
		年	月		Ħ			は全て記載する		C AN JHATTE ST E		、1410年版末1
						#~ I		た職務の内容及		を記載し、建設	段業の網	経営経験が明
賞						なし	なるよ	うに具体的に記	載する。			
						<u> </u>	他の会	社を兼務してい	る場合は	は兼務先も合	わせて	記載し、それる
Ţ,	レーン はずき	記載で	上る。賞	雪が	1 /			非常勤の別を明	, 0			
			, つ。 戸 は、「なし				出向の	場合は出向元及	び出向先	ヒが分かるよ	うに記	載する。
	-	‴る。 する。	,	- , _								
<u> Ľ</u>			記のし	· ta n	相違:	。 ありません。						
			ロロマノ こ	. 40 9	10 000	シッムとん。						
												郎

〔ガイドライン〕 | | に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。

※賞罰とは、法律上の表彰・刑罰を指します。賞罰欄には、欠格要件の対象となる法令の刑罰 (p26参照) を記載してく ださい。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません。

ယ်

14 日以内

保険の加入状況に変更があった場合 → 変更から14日以内に提出 従業員数に変更があった場合 → <u>毎事業年度終了後4か月以内に提出</u> (決算終了後の変更届に添付)

① 様式第7号の3

様式第七号の三(第三条、第七条の二関係) (用紙A4) 健康保険等の加入状況 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。 令和 4 年 4 月 1 日 地方敷備局長 静岡市葵区追手町9番6号 静岡建設 株式会社 代表取締役 静岡 太郎 北海道開発局長 申請者 静岡県 知事 殿 届出者 許可年月日 平成 3 0 年 1 0 月 2 9 目 可 恶 (営業所毎の保険の加入状況) 保険の加入状況 営業所の名称 従業員数 事業所整理記号等 健康保険 厚生年金保険 雇用保険 健康保険 000 000 厚生年金保険 本店 11人3人) 1 1 雇用保険 本店一括 健康保険 沼津営業所法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全 厚生年金保険 本店一括 ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載する。 雇用保険 本店一括)内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員 健康保险 本店一括 浜松営業所 厚生年金保険 本店一括 (人) 雇用保険 本店一括 加入は1、適用が除外される場合は2、本店等での一括加入の場合 は3を記載する。 営業所一覧表に記載し 人 人) 年金事務所長の承認を受けて建設国保等に加入している場合は、 た順に記載する。 適用除外として「2」を記載する。 健康保険 事業所整理記号及び事業所番号等を記載 協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健 康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになる。 組合管掌保険に加入している場合は健康保険組合の名称を、建設業に係る 25人 国民健康保険組合に加入している場合は建設国保の名称を記入する。 雇用保険は、労働保険番号を記載する。

一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所ではない場合で、当該営業所で小規模であるため、人事管理部門がある本店で全ての営業所の保険加入手続を行っている場合は、当該営業所について加入有「1」を記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載する。

記載要領

- 1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定 建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合 又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する 場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合

⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は 法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入 状況を提出する場合

「申請者

この場合、「(1)」を \bigcirc で囲み、 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 - ②新たに営業所を追加した場合

「申請者

この場合、「(2)」を〇で囲み、 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

2 「地方整備局長 「国土交通大臣 「般

北海道開発局長 及び については、不要のものを消すこと。

知事」、知事」特」

3 「申請者

届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日 が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様 式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについての日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- ●健康保険・厚生年金保険の加入状況の確認方法等については、Chapter2 P85~89を確認してください。

C-1 営業所技術者等の変更







様式第22号の2 (第一面) 営業所技術者等の交替

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係) (用紙A4) 0 0 0 0 6 般建設業の営業所技術者の場合は下段を消 す。特定建設業の営業所技術者の場合は上段を 更 届 出 消す。両方該当する場合はいずれも消さない。 該当する事項に○を付ける。 (第一面) 下記のとおり (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8 (8) (建設業法第7条第2号) に規定する 様式第1号申請者欄に準じて記載する。 p<u>68</u> 参照 複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日の 4 月 1 日 うち最も古いものを記載する。 地方整備局長 静岡市葵区追手町5番1号 北海道開発局長 株式会社静岡建産 静岡県知事 届出者。 代表取締役 静岡 大臣 知事 コード 法人のみ記載する(個人は記載しない。記載が 国土交通大臣 許可 (あった場合は受付できません。)。 7 1 4 人 番 号 3 6 0 0 0 削除する営業所技術者等の氏名を「変更前」欄に記載し、新たに追加する営業所技術者等の氏名を 年月日 **〜**備

「変更後」欄に記載する。「備考」欄に当該営業所技術者等の配置される営業所の名称を記載する。

営業所技術者等 本店 石津 隆 静岡 太郎 R4.3.25

1 営業所の新設に伴う営業所技術者等の追加

p251 参照

		記		
届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考
営業所の新設	_	富士営業所	R4. 3. 25	
令第3条の使用人	_	富士 太郎	R4. 3. 25	富士営業所
営業所技術者等	_	富士 太郎	R4. 3. 25	富士営業所

|新たに追加される営業所技術者等の氏名を「変更後」 欄に記載し、「変更前」 欄にはハイフン||__ を記載する。「備考」欄に当該営業所技術者等の配置される営業所の名称を記載する。

営業所の廃止に伴う営業所技術者等の削除

p252参照

Γ			記		
	届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考
	営業所の廃止	御前崎営業所	_	R4. 3. 25	
	令第3条の使用人 御前崎 太郎		_	R4. 3. 25	御前崎営業所
	営業所技術者等	袋井 一郎	_	R4. 3. 25	 御前崎営業所

削除する営業所技術者等の氏名を「変更前」欄に記載し、「変更後」欄にはハイフンを記載す る。「備考」欄に当該営業所技術者等の配置されていた営業所の名称を記載する。

т 営業所の業種追加に伴う営業所技術者等の担当業種・有資格区分の変更 p253 参照

			記			
	届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考	
	営業所の業種追加	土木工事業	土木工事業	R4. 3. 25	沼津営業所	
		とび・土工工事業	とび・土工工事業		沼津営業所	
全ての	業種を記載すること	-	建築工事業		沼津営業所	
		- \	大工工事業		沼津営業所	

担当業種・有資格区分のみの変更で、配置される営業所における営業所技術者等 の氏名に変更がない場合は、営業所技術者等の氏名の記載は要しない。

オ 営業所の業種廃止に伴う営業所技術者等の配置営業所の変更 p254参照

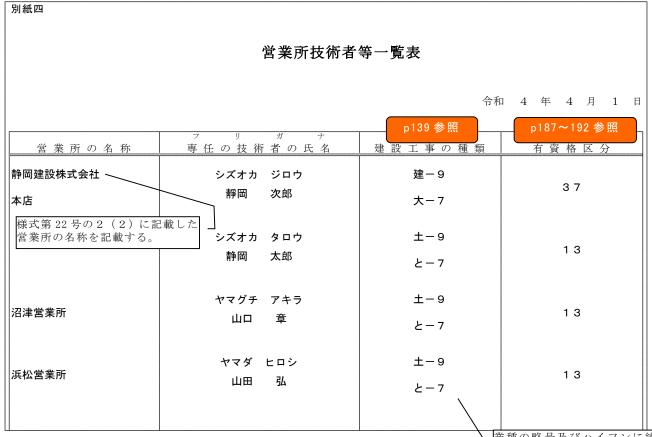
		記		
届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考
営業所の業種の廃止	土木工事業	_	R4. 3. 25	浜松営業所
	とび・土工工事業	とび・土工工事業	R4. 3. 25	浜松営業所
営業所技術者等	山田 弘	浜松 太郎	R4. 3. 25	浜松営業所

削除する営業所技術者等の氏名を「変更前」欄に記載し、新たに配置される営業所技術者等の氏名を「変更後」欄に記載する。「備考」欄に当該営業所技術者等の配置される営業所の名称を記載する。

営業所技術者等の担当業種・有資格区分の変更の届出にあって、配置される営業所における営業所技術者等の氏名に変更がない場合は、様式第22号の2を要さず、様式第8号及び別紙四により届け出るもの

② 別紙四

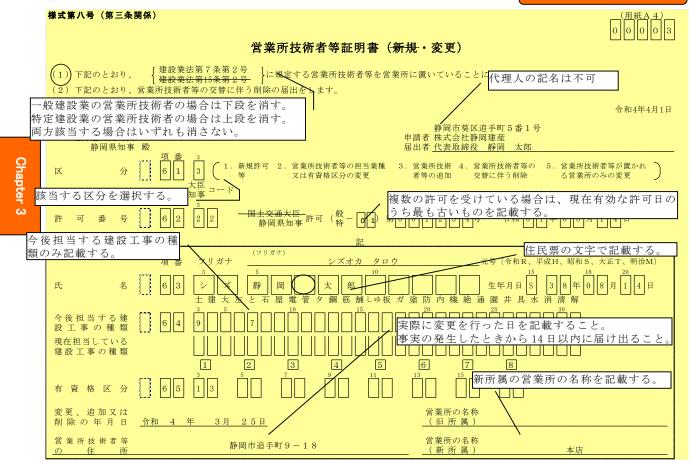
*アのケースで記載



業種の略号及びハイフンに続け て、工事種別コードを<mark>記載</mark>する。

③ 様式第8号(追加)

*アのケースで記載



- ④ 様式第8号(削除)略
- ⑤ 資格証明書等 略
- ⑥ 様式第9号 略
- ⑦ 様式第10号 略

様式第8号は次の1)から4)までの場

※⑤、⑥、⑦の書類は該当する場合に提出する。

※既に提出している様式第8号及び第9号の控えを原本提示し、写しを3部(正本1部、副本2部)提出することで、様式第9号の添付を省略することができる(Chapter2、p142参照)。

(1)許可を受けている建設業について現立に吸っている。 者の有資格区分に変更があった場合

「申請者

この場合、「(1)」を〇で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 「区分」の欄に「2」を記入すること。

(2) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合

「申請者

この場合、「(1)」を〇で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、 $oldsymbol{6}$ $oldsymbol{1}$ 「区分」の欄に「3」を記入すること。

(3) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなつた場合(その者がこれまで営業所技術者等となつていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記(1)又は(2)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。)

「申請者

この場合、「(2)」を〇で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 「区分」の欄に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書(様式第22号の3)を用いて届け出ること。

(4)許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更あつた場合 「申請者

この場合、「(1)」を \bigcirc で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 「区分」の欄に「5」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(2)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(3)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

C-2 営業所技術者等の削除

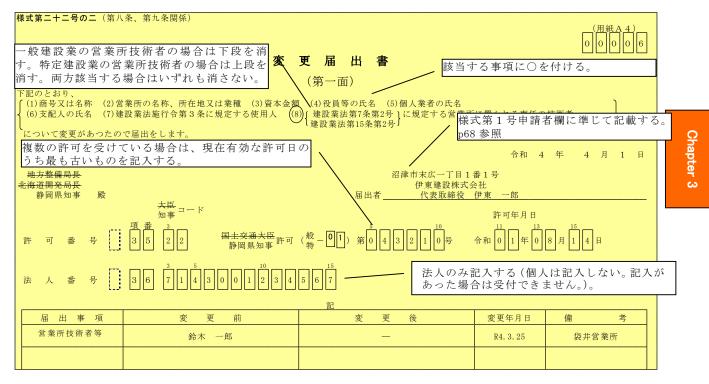




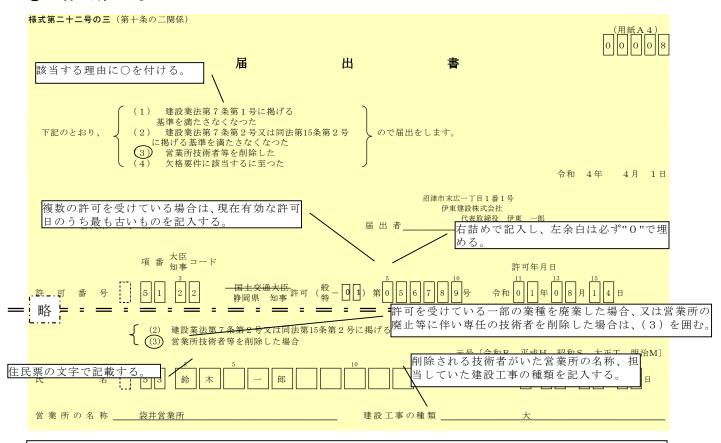




① 様式第22号の2 (第一面)



② 様式第22号の3



営業所技術者等証明書(新規・変更)による区分「4」において営業所技術者等の交替に伴う削除に記載された者については、本様式でなく、様式第8号により届け出ること。

(3) 別紙四 略

D 欠格要件に該当した場合

14 в

以内

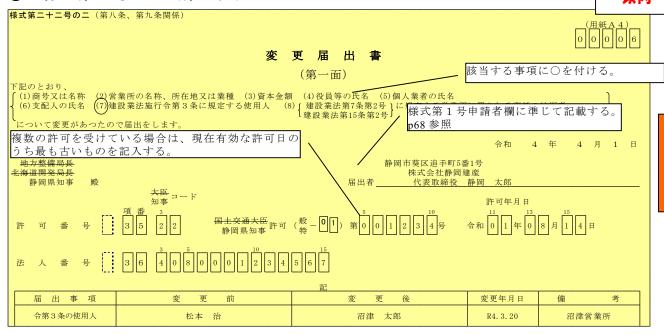
○ 様式第22号の3

	様式第二十二号の三	(第十条の二関係)				_	(用紙A4)
- L			届	出	±	0	0 0 0 8
該当す	「る理由に○を付	†ける。	/⊞	Щ	Ħ		
Chapter 3	下記のとおり、	(1) 建設業法第 基準を満たさが (2) 建設業法第 に掲げる基準を (3) 営業所技術を (4) 欠格要件に言	7条第1号に掲げる なくなつた 7条第2号又は同法第 満たさなくなつた 音等を削除した 亥当するに至つた	15条第2号 ので届出	が をします。	令和 4年	4月 1日
	— 地方整(北海道閣	備局長			袋井市山名 2 番 1 号 岡田建設株式会社	L-ču	
)許可を受けてV うち最も古いも <i>の</i>			届出者_	代表取締役 岡田 : 右詰めで記入し める。	、左余白は必ず"	0 "で埋
	許可番号	項番 大臣 コード 知事 コード 5 1 2 2	— 国土交通大臣 静岡県 知事	可 (般 - 01) 第 0 5	許 ¹	可年月日 1 年 0 6 月 0 1	Ħ
				記			
		(1) 建設業法第	7条第1号に掲げる	基準 〔経営業務の管理責任	者等〕を満たさなくなつたち	易合	
	氏 名	5 2	5	10	元号〔令和R、 ³ 生年月日	F成H、昭和S、大正 3 14 16 月	T、明治M〕
		【 (2) 建設業法第 (3) 営業所技術	7条第2号又は同法 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第15条第2号に掲げる基準	[営業所技術者等〕を満たる		
	氏 名	5 3	5	10	元号〔令和R、 ^I 生年月日	F成H、昭和S、大正 3	T、明治M〕
	営業所の名称			建設工事の)種類		
	氏 名	53	5	10	元号〔令和R、 ¹ 生年月日	P成H、昭和S、大正 3	T、明治M〕
	営業所の名称			建設工事の)種類		
	氏 名	53	5	10	元号〔令和R、 ^工 生年月日	P成H、昭和S、大正 3 14 年 月	T、明治M〕 ¹⁸ □□□
	営業所の名称			建設工事の)種類		
		具体的事由		号から第13号までに規定す	る大 した具体的な事由	件の①~⑦、⑬に を記載する。	二該当

(用紙A4)

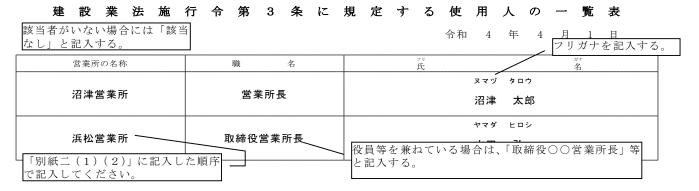
E 令第3条に規定する使用人の変更

① 様式第22号の2 (第一面)



- ② 様式第6号 略
- ③ 登記されていないことの証明書・身分証明書 略
- ④ 様式第11号

様式第十一号(第四条関係) (用紙A4)



⑤ 様式第13号

様式第十三号(第四条関係)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所 沼津市高島本町〇〇〇 氏 名 沼津 日 昭和35年 3月 3日生 太郎 所属する営業所の名称を記入する 営 名 業 所 沼津営業所 職 名 営業所長 容 月 な 當 必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。 上記のとおり相違ありません。 令和 4 年 4 月 1 日 氏 名 沼津 太郎

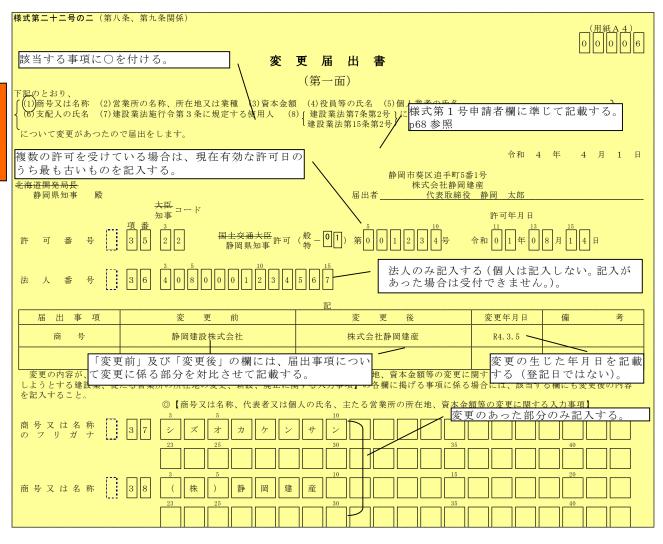
(2) 事実の発生したときから30日以内

30

日以内

F 商号又は名称

① 様式第22号の2 (第一面)



② 登記事項証明書 略

③ 様式第20号

様式第二十号(第四条関係)

事業(建設業以外の業を含む。)を開始した年月日を記載する(法人の 場合は法人設立日、個人の場合は開業日)。

	昭和38年	1 月	18日	静岡建設株式会社 設立(資本金 10,000千円)
創	昭和56年	12月	1 日	沼津営業所及び浜松営業所の開設
業以後	平成14 年	4 月	1 日	資本金の増資30,000千円(資本金 40,000千円)
の沿革	平成27 年	10月	1 日	所在地の変更(静岡市葵区追手町5番1号)
- 単	令和 4 年	3 月	5 日	商号の変更(株式会社静岡建産)
	年	月	日	

沿

革

営

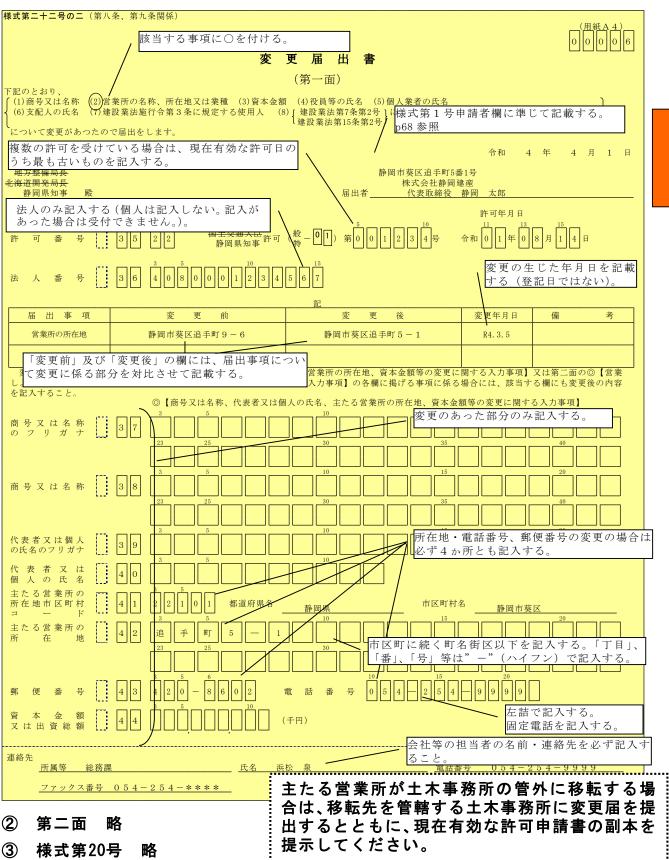




3U

日以内

① 様式第22号の2 (第一面)



④ 登記事項証明書

(登記された営業所の場合) 略



日以内

H 営業所の新設

① 様式第22号の2 (第一面) (第二面)

		(第二十二号の二 (第八				(用紙 A 4)
特定發	建設	業の営業所技術者	者の場合は下段を消す。 者の場合は上段を消す。	更 届 出 書	該当する事項	<mark>00006</mark> に○を付ける。
凹力的	※ ヨ	する場合はいずれ	15月さない。	(第一面)	<u>M </u>	100 21117 30
	(業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額設業法施行令第3条に規定する使用人 (8		老爛に淮ドで	記載する
	H	ついて変更があつたの		建設業法第15条第2 p68 参照	11 (側に芋して	記載する。
Chapter		[数の許可を受けて ち最も古いものを	ている場合は、現在有効な許可日 ≥記入する		令和 4	年 4 月 1 日
oter	井	世 万整備局長 毎道開発局長		静岡市葵区追手町5番 株式会社静岡殖	建産	
ယ		静岡県知事 殿	大臣 知事	届出者	許可年月日	
	許	可番号	項 番 3 3 5 2 2 国土交通大臣 静岡県知事 許可	(般 - 011) 第0011234号	令和 0 1 年 0	8月14日
				15_		
	法	人 番 号	3 6 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4	5 6 7 は 法人のみ記入するので、 あった場合は受	~る(個人は記 と付できません	入しない。記入が
		届出事項	変 更 前	変更後	変更年月日	備考
		営業所の新設	_	富士営業所	R4. 3. 7	
	_	令第3条の使用人 一 営業所技術者等	_	富士 太郎	R4. 3. 7	富士営業所
		百米川以門石寺	_	富士 太郎	R4. 3. 7	富士営業所
						(用紙A4)
		,	···,項番 3 (- ××× · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(第二面)	(V) = (V)II() ==	(/II #(A 4)
		区 分		建設業 3. 従たる営業所 4. 近の所在地の変更 の新設	従たる営業所 の廃止	J
		許可番号	項 番 3	可 (般 - 01) 第 0 0 1 2 3 4 号	許可年月日 令和 0 1 年	15
		l		4	1741	
	(=	主たる営業所)	土建大左と石屋電管	タ 鋼 筋 舗しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 [園井具水消清	
		営 業 し よ う と す る 建 設 業	8 3 0 0 0 0 0			(1.一般)
			変更前			ĬL
	(1	従たる営業所)	フリガナ フジエイギョウシ			
		従たる営業所の 名 称	8 4 富 士 営 業 所	新設す		名称及び内容のみ記
		sa war j		30		
		従たる営業所の			-++ 6	
		所在地市区町村 コード 従たる営業所の	8 5 2 2 2 2 1 0 都道府県4	A <u>静岡県</u> 市区町	「「「」」 「「」」	20
		所 在 地	8 6 本 市 場 4 4			40
	内	,				
	容	郵 便 番 号	8 7 4 1 6 - 0 9 0 6		5 2 7 8 6	
		営業 しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 8 8 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通	園井具水消清	「解 (1.一般) (2. 特定)
				受けている建設業のうち、当該営賃 ついて、一般は「1」を、特定は		

- 様式第20号 略
- 令第3条使用人の追加の届出書類、営業所技術者の追加の届出書類 略
- 登記事項証明書(登記された営業所の場合)

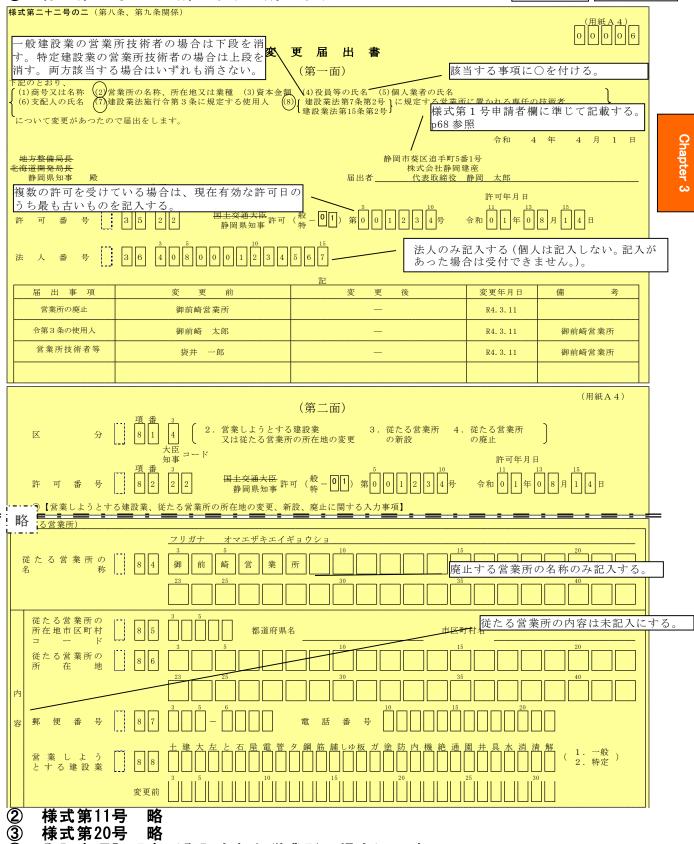


30

日以内

I 営業所の廃止

① 様式第22号の2 (第一面) (第二面)



- ④ 登記事項証明書(登記された営業所の場合) 略
- ⑤ 営業所技術者等の削除の届出書類 略

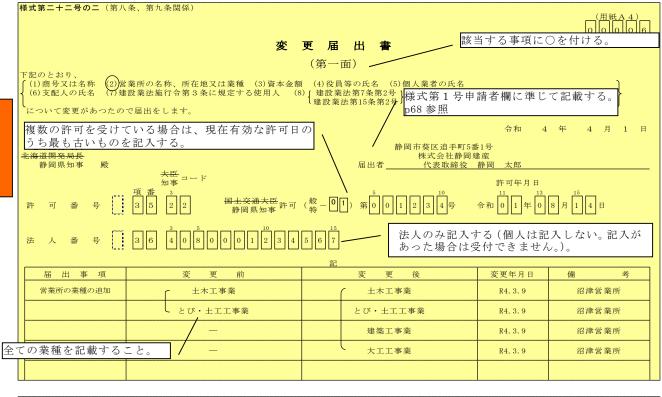
※営業所の廃止に伴い、所属営業所を変更し引き続き営業所技術者等となる者については、営業所技術者等証明書(様式第8号)の該当区分(「2」又は「5」)により届け出てください。





J 営業所の業種追加

① 様式第22号の2 (第一面) (第二面)



(第二面)	(用紙A4)
(第二曲)	
区 分 日本 2 2 2 2 2 2 2 2 3 従たる営業所 4 従たる営業所 0 0 所 0 所 0 財政 0 の の 所 0 日本 0 日本 日本	
大臣 知事 コード 新可年月日	
項番3 a 許可番号 a a b a a b a a a b a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a b a a a b a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a a <t< td=""><td>月 15 1 4 日</td></t<>	月 15 1 4 日
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】	

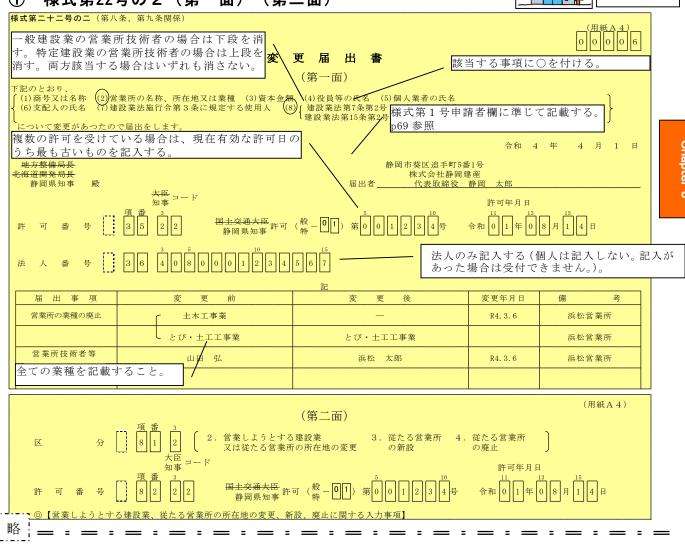
略 (従たる営業所) フリガナ 沼 津 営 業 所 業種追加する営業所の名称及び内容の <u>み記入す</u>る 従たる営業所の 所在地市区町村 8 5 都道府県名 市区町村名 8 6 8 7 容 8 8 する建設業

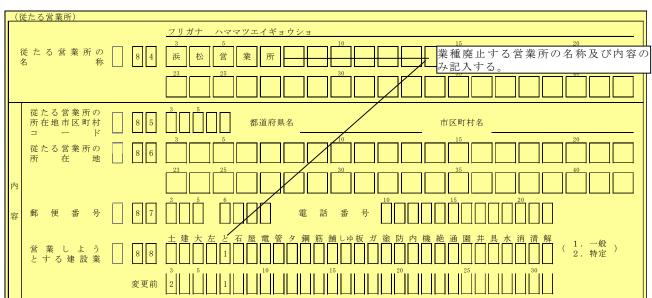
② 営業所技術者等の変更の届出書類 略



営業所の業種廃止 K

様式第22号の2 (第一面) (第二面) ①





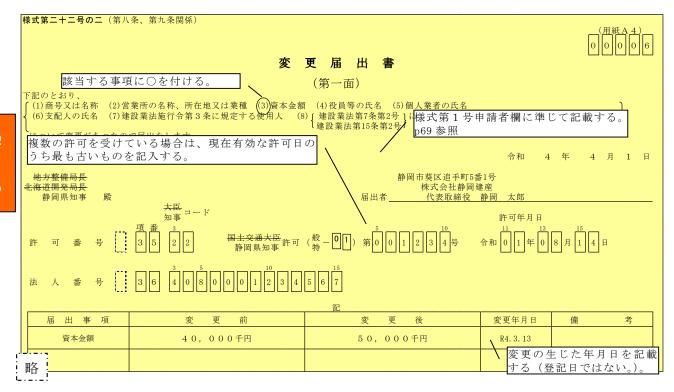
2 営業所技術者等の変更の届出書類

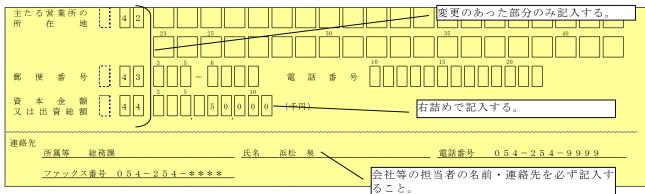


30 日以内

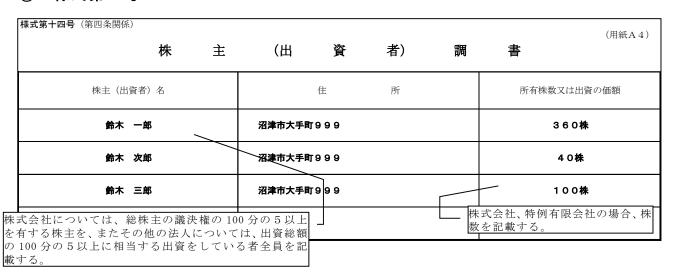
L 資本金額(法人のみ)

① 様式第22号の2 (第一面)





② 様式第14号



③ 登記事項証明書 略

④ 様式第20号 事業(建設業以外の業を含む。)を開始した年月日を記載する(法人の 場合は法人設立日、個人の場合は開業日)。 **様式第二十号** (第四条関係) 営 業 革 の沿 18日 昭和38年 1月 静岡建設株式会社 設立(資本金 10,000千円) 昭和56年 12月 1 日 沼津営業所及び浜松営業所の開設 創 平成14年 4 月 1 日 資本金の増資30、000千円(資本金 40、000千円) 業以 後のの 平成27年 10月 1 日 所在地の変更(静岡市葵区追手町5番1号) 平成28年 11月 5 日 商号の変更 (株式会社静岡建産) 令和 4 年 3 月 13日 資本金の増資30,000千円(資本金 50,000千円) 年 月 日

M-1 役員等の就任/M-2 代表者の変更・氏名の変更/M-3 役員等の辞任 様式第22号の2 (第一面) 該当する事項に○を付ける。 日以内 変 更 届 出 書 (第一面) (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 股員等の氏名 (5) 個人 | 様式第 1 号申請者欄に準じて記載する。 (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人 (8) {建設業法第7条第2号 | 4規 p68 参照 | 2規 p68 参照 について変更があつたので届出をします。 複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日の うち最も古いものを記入する。 静岡市葵区追手町5番1号 北海道開発局長 株式会社静岡建産 静岡県知事 届出者 代表取締役 静岡 大臣 知事 コード 許可年月日 国土交通大臣 静岡県知事 許可 (般 – 01) 第 0 法人のみ記入する(個人は記入しない。記入が あった場合は受付できません。)。 変更の生じた年月日を記載 する(登記日ではない。)。 届出事項 変 更 更 麥更年月日 前 備 役員等の氏名 代表者 静岡 太郎 静岡 次郎 R4. 3. 20 (代表者) 取締役・経営業務の管 役員等の氏名(経営業務の 静岡 太郎 静岡 次郎 R4. 3. 20 管理責任者の変更) 理責任者 取締役 就任 役員等の氏名 R4. 3. 20 由比, 花子 山田 明 代表者(申請人)が同時に役員を就任・辞 変更のあった役員のみを記載する。 任する場合は、役員の変更も届け出る ≌略 変更のあ 部分のみ記入する。 った 商号又は名称 代表者又は個人の氏名 次 郎 主たる営業所の所在地市区町村ド 都道府県名 市区町村名 (千円) 会社等の担当者の名前・連絡先を必ず記入す 連絡先 所属等 総務課

※経営業務の管理責任者の変更が伴う場合はp236参照

ファックス番号 054-254-****

| 法第 11 条第 1 項の規定のうち、役員等の一覧表(様式第一号別紙一)に記載しなければならない総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主に変更があった場合には、変更を覚知してから 30 日以内に提出すること。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が100 分の 5 を下回らない場合には提出を要しない。

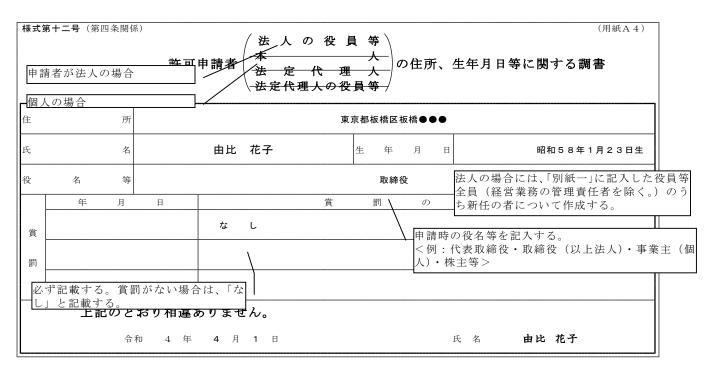
② 別紙一



法人の場合、「株式会社の取締役」、「持分会社の業務を執行する社員」、「委員会設置会社の執行役」、「法人格のある各種組合の理事」等」、「顧問」、「相談役」、「総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主若しくは出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者」を記入する。いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は記入しない。

は石のはかに、市動・弁市動の区別を記入りる。 「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

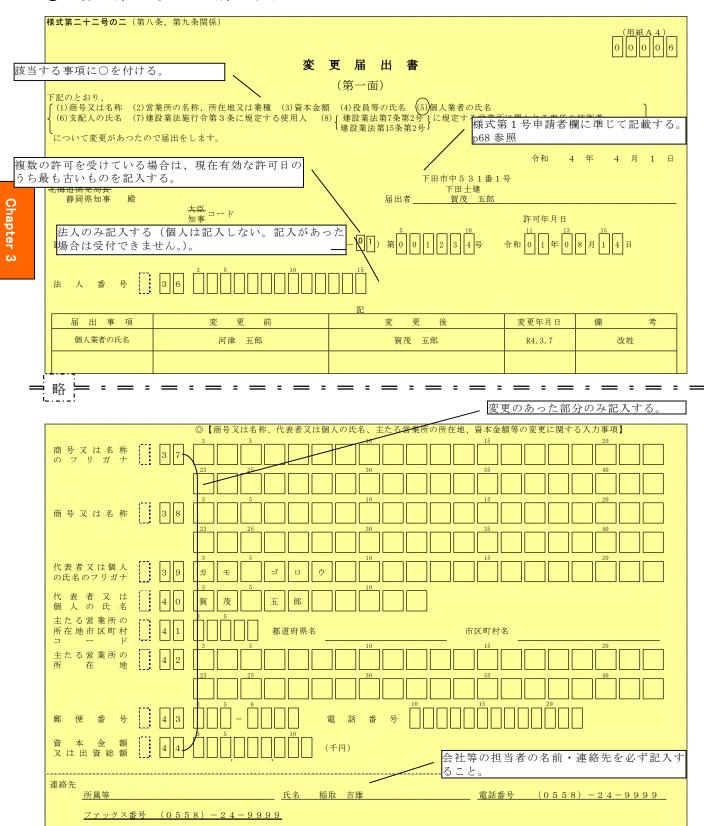
- ③ 様式第6号(新任の場合に添付) 略
- ④ 様式第12号(新任の場合に添付)



- ⑤ 登記事項証明書 略
- ⑥ 登記されていないことの証明書・身分証明書等(新任の場合に添付) 略
 - ※ 役員等で株主等を兼ねている者が、役員を辞任して「株主等」のみになった場合、変更届と合わせて誓約書を提出してください。

N 個人業者又は支配人の氏名(改姓等)

① 様式第22号の2 (第一面)



- ② 別紙一 略
- ③ 様式第11号(支配人の場合) 略
- ④ 登記事項証明書(支配人の場合) 略

O-1 支配人(令第3条に規定する使用人)の就任/O-2 支配人(令第3条に規定する使用人)の辞任 様式第22号の2 (第一面) 様式第二十二号の二(第八条、第九条関係) 日以内 該当する事項に○を付ける。 変 更 届 出 (第一面) (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の様式第1号申請者欄に準じて記載する。 (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第15条第2号 に規定す 1068 参照 建設業法第15条第2号 について変更があつたので届出をします。 令和 4 年 4 月 1 日 複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日の 浜松市中央区一丁目12番1号 うち最も古いものを記入する。 浜松建築 静岡県知事 届出者 佐久間 許可年月日 国土交通大臣 静岡県知事 許可 (般 - 0 1) 法人のみ記入する(個人は記入しない。記入があった 場合は受付できません。)。 変更年月日 届出事項 令第3条の使用人 天竜 三郎 掛川 徹 R4. 3. 10 支配人

- 様式第6号(新任の場合に添付) 略
- (3) 様式第11号

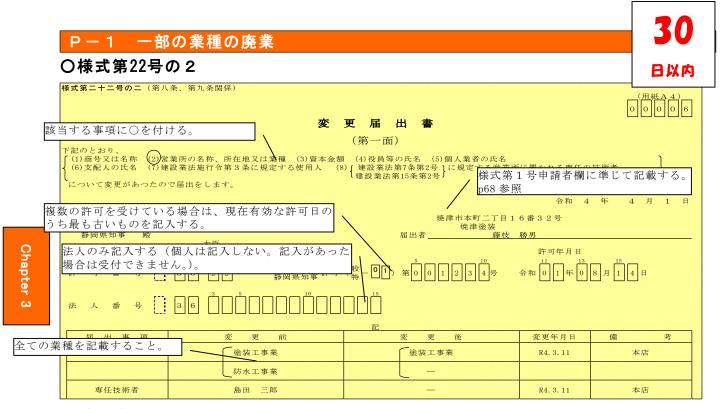
様式第十一号 (第四条関係) (用紙A4)

建 設 業 法 施 行 令 第 3 条 に 規 定 す る 使 用 人の一 表

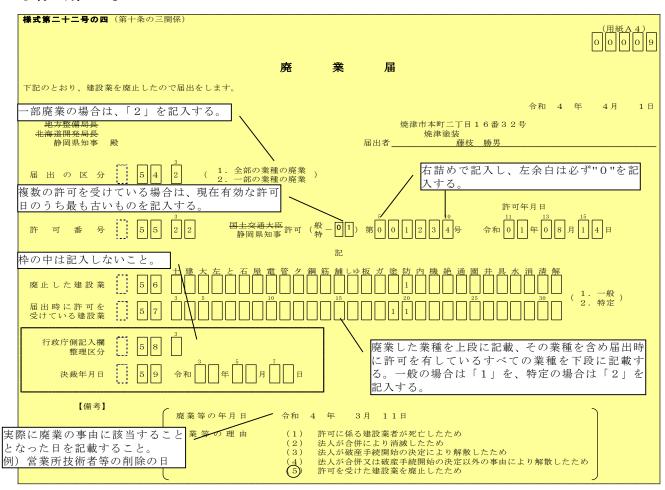
令和 4 年 4 月 1 日

営業所の名称	職名	フリ 氏	*** 名
		カケガワ	トオル
令第3条の使用人	支配人	掛川	徹

- **(4**) 様式第13号 (新任の場合に添付) 略
- 登記事項証明書(支配人の場合) **(5)** 略
- **6** 登記されていないことの証明書・身分証明書等(新任の場合に添付) 略



〇様式第22号の4

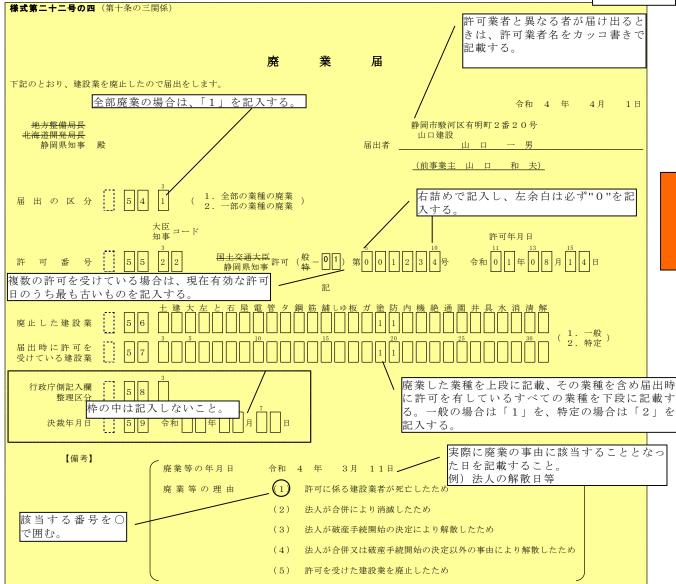


一部廃業の場合は、営業所技術者等の変更届(様式第8号)、又は届出書(様式第22号の3)を同時に提出する。

P-2 全部の業種の廃業

〇様式第22号の4

日以内



※確認書類の登記事項証明書は発行後3か月以内のもの。

廃業の届出事項	提出すべき者	確認資料
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人 (例:配偶者、直系尊属、子 直系 祖父母 尊属 等属 中 事業主 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	戸籍謄本(個人事業主の死亡及 び届出者が相続人であることが分 かるもの。)
2 法人が合併により消滅したとき	役員であった者	当該法人の役員であったことが分 かる商業登記簿謄本、閉鎖登記 簿謄本又は閉鎖事項全部証明書
3 会社が破産手続開始の決定により解散したとき	原則として 破産管財人 (破産手続を終了している場合は上記2による。)	裁判所発行の「破産管財人及び 印鑑証明書」又は「破産管財人資 格証明書」
4 法人が合併又は破産手続き開始 決定以外の事由により解散したとき	清算人 (清算を結了している場合は上記2による。)	当該法人の清算人であることが分 かる商業登記簿謄本又は履歴事 項全部証明書
5 許可を受けた建設業を廃止したとき	〈法人〉 代表者(申請人)	原則不要 ただし、商号、所在地及び代表者 氏名に変更があるときは事前に変 更届を提出してください。
廃業届も必ず提出	代表者(申請人)以外の 役員 (上記代表者で届け出 できないとき。)	当該法人の役員であることが分かる登記事項証明書
※役員とは、持分会社の業務執行社員	〈個人〉	原則不要 ただし、住所、氏名に変更がある ときは事前に変更届を提出してく ださい。

※役員とは、持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。

参考 破産規則第9条

官庁その他の機関の許可(免許、登録その他の許可に類する行政処分を含む。以下この項において同じ。)がなければ開始することができない事業を営む法人について破産手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、その旨を当該機関に通知しなければならない。(以下略)

Q 毎事業年度(決算期)を経過したとき 《法第11条第2項》

変更届出書(事業年度終了用)

以内

変 更 届 出 書

令和 4年 4月15日

許可年月 令和 元年 8月14日

静岡県知事許可 $\begin{bmatrix} w \\ + 0 \end{bmatrix}$ 第 1234 号 許可番号

法人番号 $0\ \cdot{4}\ 0\ 8\ 0\ 0\ 1\ 2\ 3\ 4\ 5\ 6\ 7$

静岡県知事 様 法人のみ記入する(個人は記入しない。記入があった 場合は受付できません。)。

決算日より 4か月以内に 提出

静岡市葵区追手町9番6号 株式会社 静岡建産 届出者 代表取締役 静岡 次郎

 $\sqrt{054} > (221) 2507$ 話 郵便番号 8601 様式第1号申請者欄に準じて記載する。 p68 参照

事業年度 (第21期 令和 3年 1月 1日から令和 3年12月31日まで) が終了した ので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- 必ず届け出を要する事項
- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 財務諸表(法人)、貸借対照表及び損益計算書(個人) (4) 事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ) ((5)) 事業税納税証明書
- 2 変更のあった場合のみ届出を要する事項
 - (1) 使用人数 (2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (3) 定款

(4) 健康保険等の加入状況(従業員数のみ変更の場合)

記載要領

届出事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

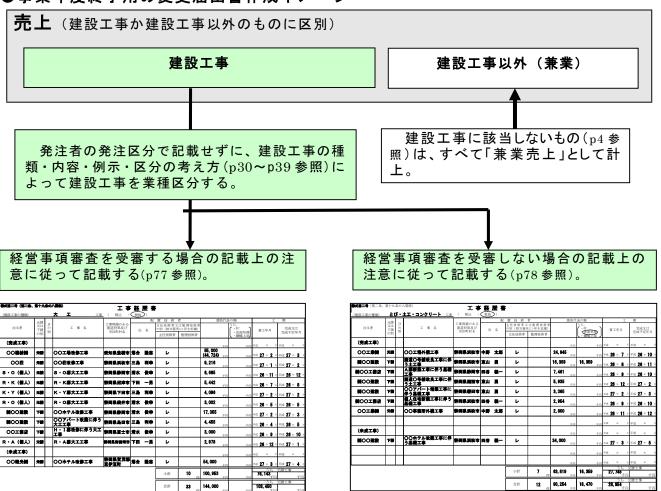
営業の実態 0

※ 届出者用チェックリストの提出は不要です。

4か月以内に

変更を 明らかにしておく 時の経過に伴う変更 (法第 11 条)

●事業年度終了用の変更届出書作成イメージ



- ② 様式第2号(工事経歴書) 略 p77~81参照
- ③ 様式第3号(直前3年の各事業年度における工事施工金額) 略 p82参照
- ④ 財務諸表 略 《規則第10条第1項第1号》 p91~120参照

株式	会社	株式会社以外の法人	個人		
大会社	小会社	休式芸社以外の法人	110 八		
•様式第15号(貸借対照表)	•様式第15号(貸借対照表)	•様式第15号(貸借対照表)	•様式第18号(貸借対照表)		
·様式第16号(損益計算書)	・様式第16号(損益計算書)	・様式第16号(損益計算書)	·様式第19号(損益計算書)		
• 様式第17号	・様式第17号	• 様式第17号			
(株主資本等変動計算書)	(株主資本等変動計算書)	(株主資本等変動計算書)			
・様式第17号の2(注記表)	・様式第17号の2(注記表)	・様式第17号の2(注記表)			
・様式第17号の3					
(付属明細表)					
・事業報告書	・事業報告書				

※付属明細表…資本金の額が1億円超又は直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ提出

※事業報告書…特例有限会社を除く株式会社のみ提出、p267記載例参照

- ⑤ 納税証明書 略
- ⑥ 様式第4号(使用人数)(変更があった場合)略
- ⑦ 様式第7号の3 (健康保険等の加入状況) (人数の変更のみの場合) 略
- ⑧ 定款の写し(変更があった場合) 略

<事業年度終了の届出について>

建設業許可業者の方は、建設業法第11条第2項の規定に基づき、決算終了後4月以内に事業年度終了の届出を提出する義務が課されています。このとき添付する財務諸表は、建設業法(建設省令様式、建設省告示による「勘定科目の分類」)に基づき作成してください。

税務申告に添付した財務諸表がこれと異なる場合は、財務諸表の組替が必要となります。組替える場合は、 次の事項に注意してください。

- 1 各勘定科目の金額は、千円単位(千円未満切捨)で表示してください。 なお、各合計金額及び計算金額欄については、円単位までの金額で計算した後、千円未満を切り捨てて 表示してください。
- 2 消費税の経理方式を注記表2重要な会計方針の(5)欄、または損益計算書の脚注に必ず記入して下さい。 消費税課税事業者で経営事項審査申請希望者は「消費税抜方式」により作成された財務諸表を添付しな ければなりません。「消費税込方式」による決算を採用している消費税課税事業者で経営事項審査申請希 望者は、「経営事項審査申請要領」記載の組替表を基に「消費税抜方式」に組替えを行ってください。

(参考) 消費税課税事業者——消費税抜処理

消費税免税事業者——消費税込処理(経営事項審査申請者は「消費税免税事業者につき税込処理」と記載)

- 3 「受取手形」、「完成工事未収入金」等に不渡手形等不良債権が含まれ、1年以内に回収見込みのないものは、固定資産の「破産債権、更生債権等」に振り替えて表示してください。
- 4 「長期借入金」のうち、1年以内に返済期限が到来するものは、その金額を「短期借入金」に振り替えて 表示してください。
- 5 「当座借越」は、流動負債の「短期借入金」に振り替えて表示してください。
- 6 流動負債に、「裏書手形」、「割引手形」を計上している場合は、流動資産の「受取手形」と相殺のう え、その金額を注記表7(2)に記入してください。
- 7 還付されない当期又は過年度の法人税、住民税等をその他の流動資産に「仮払税金」として処理することはできず、資産として表示することはできません。この場合には、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に振り替えて表示してください。

また、当期の中間納付額を「仮払税金」として計上している場合も同様です。ただし、当期の中間納付分のうち納め過ぎにより還付される分については、「未収還付税金」として資産計上し、残りの部分を「法人税、住民税及び事業税」に振り替えてください。なお未納税金を利益処分の中で「納税引当金」、「納税充当金」、「法人税等引当金」、「納税積立金」等として処理している場合も、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に振り替えて表示し、かつ貸借対照表の流動負債「未払法人税等」に表示してください。

- 8 損益計算書中の「法人税、住民税及び事業税」は、必ず当期発生税額(当該年度における法人税額、道 府県民税額、地方法人特別税額、市町村民税額)を正確に計上してください。
- 9 現金預金等の計上があるにもかかわらず「受取利息配当金」の計上がない場合には、「その他営業外収益」に混入している場合が多いので、適正に計上してください。
- 10 借入金の計上があるにもかかわらず、「支払利息」の計上がない場合には「その他営業外費用」に混入している場合が多いので、適正に計上してください。
- 11 「長期・短期借入金」が計上され「支払利息」の計上がない場合、また「支払利息」が計上され「長期・ 短期借入金」の計上がない場合には、余白にその理由を記入してください。 (例) 「代表者から無利 子で借入」、「期中に借入があり決算前に返済」等
- 12 損益計算書の売上高について、兼業事業のある場合は、完成工事高と兼業売上高の区分を、工事台帳等に基づき区分して表示してください。(経営事項審査を申請しない事業者で、兼業売上高が売上の10%に満たない場合は区分する必要がありません。)なお個人事業主の場合は、様式第19号損益計算書の完成工事高、完成工事原価、完成工事総利益欄を縦に区分し、左側に兼業売上高等、中側に完成工事高等、右側に合計売上高等を表示してください

(注意事項) 樹木の剪定、除草、機器等の保守点検、施設の清掃等の管理業務は工事請負になりません。 必ず兼業売上高に表示してください。

13 完成工事原価報告書の原価科目は、I材料費、Ⅲ労務費、Ⅲ外注費、Ⅳ経費の4つの勘定科目で処理してください。

このため税務申告の決算書上、期首・期末仕掛の額が一括して表示がされている場合はこれを区分し、I材料費、Ⅱ労務費、Ⅲ外注費、Ⅳ経費の各勘定科目に振り替えてください。完成工事原価報告書の完成工事原価は、損益計算書の完成工事原価と一致します。現場管理の技術系職員等の給料手当等はⅣの経費に含めて表示します。

サンプル

事業報告書

自 令和 3年 1月 1日

第21期

至 令和 3年12月31日

 会社名
 静岡建設 株式会社

 及び所在地
 静岡市葵区追手町9番6号

(注)

事業報告書は、法令で定められた様式ではありません。事業の概況が明らかとなるよう各社の創意工夫により、これを作成してください。

[1]営業の概要

当期の受注高・売上高・繰越高

(単位: 千円)

区	分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
	土木				
設事	建築				
業	計				
販売	事業				
合	計				

業績の推移

(単位:千円)

区分	18期	19期	20期	2 1期
受注高				
売上高				
当期利益				

[説明]

_ 建設業界における受注環境は一段と厳しさを増しておりますが、当社は全社をあげて受注努力しました結果、受注高は××千円余と前期に比較して○○%増となり、売上高は××千円余と前期比○○%増となりました。

__利益につきましては、当期利益では××万円余、前期比〇〇%増となりました。

_ 建設業界におきましては、公共工事の発注量の増加は期待できず、民間工事につきましても発注量は伸び悩むものと思われますので、受注競争はますます厳しくなるものと思われます。

当社といたしましては、このような情勢に対処して、全社の総力を結 集して社業の発展、業績の向上に邁進いたす所存でございます。

株	式	数	発行する株式の総数	数	株
			発行済株式の総数	(額面株式)	
当1	ままれ は ままれ しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	朱主数			名

大株主

Ide N. Ar	持株数	文		当社の大株主	当社の主要な借入先からの
株主名	(同比率)			への出資状況	当期末借入金残高
静岡太郎	株	(%)	株	
静岡次郎	株	(%)	株	
静岡三郎	株	(%)	株	
由比銀行	株	(%)	株	千円

(注1) 大株主3~5名を記載してください。

(注2) 当期末借入金には手形割引高は含めません。

従業員の状況(令和 3年12月31日現在)

区	分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
男	子	名	才	年
女	子	名	オ	年
合	計	名	才	年

[説明]

当社は建設業法により、静岡県知事許可を受け、建築土木ならびにこれらに関
連する事業を行うほか、兼業として建設に関連する建材、鋼管等の販売業を営業
しております。

主要な言	営業所				
本	店		静岡	市多	葵区追手町9番6号
営業	業 所	-	(沼	津営	営業所)
			沼泽	市力	大岡中石田 1110-2
			(注	松當	営業所)
			浜松	市	寺島町 12-1
取締役 お	および	監查役	(令和	1 3	3年12月31日現在)
					<u> </u>
取					
取					
取		义 山		明	
W.L.		(n			
iii.	<u> 11 </u>	¥ •		•	•
3]決等					
説明]	rr 291 (2.)	-1-0	S 77 17		NA INC
	¥ 8	日間	催の取	締犯	役会において 年 月 日を支払い期日として、株主書
					株を発行することを決議しました。
	/ DL 10 .		J. 44.17	74	37 C 26 L1 7 S C C C C C M C C C /- 0

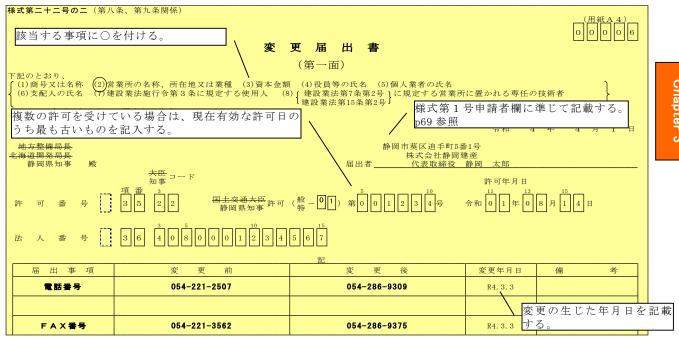
(4) その他

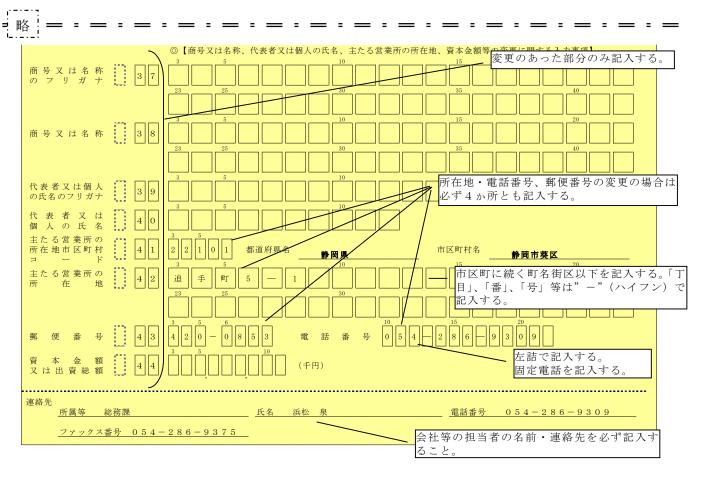
R 営業所の電話番号及びFAX番号(FAXについては主たる営業所のみ

かに

営業所の電話番号及びFAX番号の変更は、建設業法上の届出事項ではありま せんが、届け出いただかないと連絡不能となる可能性があるため、変更が生じた 場合は速やかに届出願います。

〇様式第22号の2





5 確認書類について

許可の申請や届出に当たって、記載内容の事実確認を行うため、下記②の書類を 提出してください。

許可の申請や届出に当たって、許可要件及び申請書の記載事項について以下のと おりの書類で確認します。

許可要件等

確認方法・書類

p173~参照

1 経営業務管理責任者 (法第 7 条第 1 号) (法第 15 条第 1 号)

- (1) 現在の常勤性を確認するための書類
- (2) 経験期間の地位を確認するための書類
- (3) 経験期間の常勤性を確認するための書類
- (4) 経験業種・請負実績を確認するための書類
 - イ(1)5年以上役員経験コース
 - (2)5年以上執行役員経験コース
 - (3) 6年以上補佐経験コース
 - 口(1)2年以上役員+3年管理職経験コース
 - (2) 2年建設業役員+3年他業種役員コース
- (5)健康保険等の加入状況の確認書類

p178~参照

2 営業所技術者等 (法第 7 条第 2 号) (法第 15 条第 2 号)







●一般建設業

- (1) 専任性を確認するための書類
- (2)卒業学科・資格等を確認するための書類
- (3) 実務経験の実績を確認するための書類
- (4) 実務経験期間の在籍を確認するための書類
 - A 指定学科+実務経験
 - B 10年以上の実務経験
 - C 一定の国家資格
 - D 大臣認定

●特定建設業

- (5) 指導監督的実務経験の実績を確認するための書類
- (6) 指導監督的実務経験期間の在籍を確認するため の書類
- A 指定建設業
- B 指定建設業以外

p181参照

3 財産的基礎 (法第7条第4号) (法第15条第3号)



- (1)財産的基礎を確認するための書類
- (2) 金銭的信用を確認するための書類

p182~参照

4 営業所の実態 令第3条の使用人 その他 営業所の写真(営業所の使用形態を記載)

②確認書類についての共通事項

1 各証明書類の証明有効期間は、内容に変更がない限り原則以下のとおり扱います。 (卒業証明書には証明有効期限がありません。)

証明書類	起算日	証明有効期間【注1】			
①登記されていないことの証明書					
②身分証明書					
③登記事項証明書					
④住民票	発行日	3か月			
⑤所得証明書 【注2】					
⑥納税証明書 【注2】					
⑦その他証明書類(医師の診断書を含む)					
融資証明書 【注3】	発行日	1か月			
残高証明書	残高日	1か月			

- 【注1】証明有効期間は、起算日の初日を算入しません。
- 【注2】所得証明書及び納税証明書については、内容に変更がない限り3か月以内であることを要しません。
- 【注3】融資証明書については、発行日から1か月を超過した場合でも、金融機関の指定した期間内であれば有効です。
- 2 証明すべき者が解散又は死亡しているときは、法人の閉鎖謄本又は元事業主の除籍謄本、その他、証明者との関係が分かる資料を提出してください。
- 3 役員、資本金、商号、営業所の所在地等の登記事項の変更に係る変更届が法定期限内(変更後30日以内)に、かつ、許可申請書と同時に提出される場合には、当該登記事項証明書正本の提出は1通でよいものとします。
- 4 審査で疑義が生じた場合は、所定の確認書類以外のもので事実を確認できる書類を求めます。

(用紙A4)

6

静岡県様式

コピーして使用してください。提出する用紙はA4版です。

		役員等氏名一覧表 には、下記の者で相違ありません。 トの照会を行うことについて承諾します。									
	申請者	許可番号 (船・特	-) 第 号								
)土木事務所	<u>/ xn </u>								
	行政庁記入欄 受付日 <u>年 月 日</u> 受付番号										
	●法人の商号にあっては登記上の字を、個人の氏名にあっては住民票上の字を確認し、正確に記載してください(法人の役員等の氏名も含む。)										
	商号										
_		5章									
	役員等の氏名・性別	生年月日 役職名	本籍地								
1	フリガナ 男	年 月 日									
2	フリガナ	年 月 日									
3	フリガナ男	年 月 日									
4	フリガナーーーー 男	年 月 日									
5	フリガナ 男	年 月 日									
6	フリガナ 	年 月 日									
7	フリガナ 男 女	年 月 日									
8	フリガナ 男 女	年月日									
	注1 この様式は、法第7条第3号及び法第8条各号の審査に係る市町村、地方検察庁及び県警察本部への照会用の様式です。										

静岡県知事許可の新規申請、更新申請又は役員等の変更届の際に作成するものとし、各項目について正確に記入してください。 注2 申請者が法人の場合は、役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者)及び建設業法施行令 第3条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主及び支配人を記載してください。

なお、株主等についての記載は不要です。 注3 注2に掲げる者(事業主を除く。)の変更届の際は、新たに就任した者のみ記載して下さい。 注4 訂正用の捨印及び印鑑による修正は不要です。

静岡県様式

役員等氏名一覧表

役員等、又は事業主及び支配人は、下記の者で相違ありません また、注1に記載した官公庁への照会を行うことについて承諾します。

静岡建設株式会社 代表取締役 靜岡 太郎

許可番号

(般・特- 05 <u>) 第 OOOOO</u>

台(静岡) 土木事務所 提出先 口県庁

行政庁記入欄

申請者

受付日 年 月 日

受付番号 _

●法人の商号にあっては登記上の字を、個人の氏名にあっては住民票上の字を確認し、正確に記載して ください (法人の役員等の氏名も含む。)

静岡建設株式会社

	記										
	役員等の氏名・性別					生年月日 役職名					本籍地
1	フリガナ シズ 静岡	**** ********************************	ウ 男 女	Э Н В	年	8	月	6	日	代表取締役	浜松市中央区和合町 * * *
2	フリガナ シズ 静岡	^{オカ ジロ} ' 次郎	ウ) 女	Т Ө _Н 38	年	2	月	4	日	取締役	浜松市中央区西伊場町***
3	フリガナ ヤコ	マダ ヒロシ <u>弘</u>	男	Т О 48 R	年	6	月	28	В	取締役 浜松営業所長	浜松市浜名区都田町□□□
4	フリガナ ヤコ	マダ <u>アキラ</u> 明	男	T S R	年	12	月	11	日	取締役	浜松市浜名区都田町□□□
5	フリガナ マツ 松本	モト オサ	9	Б н к	年	3	月	3	日	沼津営業所長	三島市文教町〇〇〇
6	フリガナ		男女	T S H R	年		月		日		
7	フリガナ		男女	T S H R	年		月		日		
8	フリガナ			T S H R	年		月		日		

注1 この様式は、法第7条第3号及び法第8条各号の審査に係る市町村、地方検察庁及び県警察本部への照会用の様式です。 静岡県知事許可の新規申請、更新申請又は役員等の変更届の際に作成するものとし、各項目について正確に記入してください。 注2 申請者が法人の場合は、役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者)及び建設業法施行令 第3条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主及び支配人を記載してください。

なお、株主等についての記載は不要です。

- 注2に掲げる者(事業主を除く。)の変更届の際は、新たに就任した者のみ記載して下さい。 注3
- 注4 訂正用の捨印及び印鑑による修正は不要です。

※記載方法については P150 参照。

7 別とじ用表紙 提出用

コピーして使用してください。提出する用紙はA4版です。

別とじ用表紙



(用紙A4)

商号又は名称													
許可番号	静	岡	県	知	事	許	可	般特	_	第		号	

受付印

1 申請区分(申請の場合、該当する区分に〇を付してください。)

1	新規(純新規・事業継承・法人成)	2	許可換え新規	3	般特新規
4	業種追加	5	更新	6	般特新規+業種追加
7	般特新規+更新	8	業種追加+更新	9	般特新規+業種追加+更新

2 変更事項(変更届の場合、該当する変更事項に〇を付けてください。)

1	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の変更	2	営業所技術者等(変更・追加・削除)
3	欠格要件に該当したとき	4	令第3条に規定する使用人(新任・退任)
5	商号又は名称	6	営業所の名称・所在地
7	営業所の新設	8	営業所の廃止
9	営業所の業種追加	10	営業所の業種廃止
11	資本金額	12	役員等の変更(新任・代表者の変更・氏名の変更・退任)
13	個人事業主又は支配人の氏名(改姓等)	14	支配人(令第3条に規定する使用人)(新任・退任)
15	毎事業年度を経過したとき	16	営業所の電話番号及びFAX番号

3 書類名(提出する書類に〇を付けてください。)

No	様式番号	書類名						
1	様式第7号※	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書						
2	様式第7号別紙	常勤役員等の略歴書						
3	様式第7号の2※	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第1面~第4面)						
4	様式第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書						
5	様式第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書						
6	様式第8号※	営業所技術者等証明書(新規・変更)						
7		卒業証明書・資格証明書・監理技術者資格者証						
8	様式第9号	実務経験証明書						
9	様式第10号	指導監督的実務経験証明書						
10	様式第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書						
11	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書						
12	様式第14号	株主(出資者)調書						
13	様式第22号の3※	届出書						
14	様式第22号の4※	廃業届						
15		登記事項証明書						
16		納税証明書						
注 柞	注 様式番号欄に※の付されたものは黄色の紙を使用してください。							



建設業を営む人のための 建設業許可の手引(申請・変更)

初版	平成 27 年 6 月 29 日
改訂2版	平成 29 年 10 月 31 日
改訂3版	平成 30 年 3 月 28 日
改訂4版	平成 31 年 3 月 29 日
改訂5版	令和2年3月23日
改訂6版	令和2年11月5日
改訂7版	令和3年3月29日
改訂8版	令和4年3月31日

改訂9版 令和5年8月1日(第9.1版 令和5年9月8日改訂)

(第9.2版 令和6年1月1日改訂)

(第11. 1版 令和7年10月14日改訂)

編集 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

問合せ先 電話 054 - 221 - 2507・3058

FAX 054 - 221 - 3562

e-mail: kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp